

第 10 回

熊本県議会

経済環境常任委員会会議記録

平成26年 3 月11日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 10 回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

平成26年3月11日（火曜日）

午前10時1分開議
午前11時19分休憩
午後1時5分開議
午後2時22分休憩
午後2時30分開議
午後3時5分閉会

本日の会議に付した事件

議案第41号 平成26年度熊本県一般会計予算

議案第42号 平成26年度熊本県中小企業振
資金特別会計予算

議案第46号 平成26年度熊本県港湾整備事
業特別会計予算のうち

議案第47号 平成26年度熊本県臨海工業用
地造成事業特別会計予算のうち

議案第53号 平成26年度熊本県高度技術研
究開発基盤整備事業等特別会計予算

議案第54号 平成26年度熊本県のチッソ株
会社に対する貸付けに係る県債償還等特
別会計予算

議案第57号 平成26年度熊本県電気事業会
計予算

議案第58号 平成26年度熊本県工業用水道
事業会計予算

議案第59号 平成26年度熊本県有料駐車場
事業会計予算

議案第79号 熊本県公害健康被害認定審査
例の一部を改正する条例の制定について

議案第80号 熊本県地球温暖化の防止に関
する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

議案第81号 熊本県青少年問題協議会設置
条例及び熊本県少年保護育成条例の一部
を改正する条例の制定について

議案第82号 熊本県中小企業融資制度の損
失補償に係る回収納付金を受け取る権利
に関する条例の一部を改正する条例の制
定について

議案第83号 熊本県立職業能力開発校条例
の一部を改正する条例の制定について

議案第84号 熊本県産業技術センター条例
の一部を改正する条例の制定について

請第34号 原油価格高騰対策に関する請願
閉会中の継続審査事件（所管事務調査）に
ついて

報告事項

①水銀に関する水俣条約外交会議実施
報告について

②水俣病対策の状況について

③熊本県2020東京オリンピック・
パラリンピックキャンプ誘致等推進本
部（仮称）の設置について

④知事の台湾訪問について

出席委員（7人）

委員長	浦田祐三子
副委員長	東充美
委員	西岡勝成
委員	井手順雄
委員	小早川宗弘
委員	森浩二
委員	磯田毅

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部長	谷崎淳一
政策審議監	末廣正男
環境局長	村山栄一

県民生活局長 佐藤 祐治
 首席審議員兼
 環境政策課長 宮尾 千加子
 水俣病保健課長 田中 義人
 水俣病審査課長 中山 広海
 環境立県推進課長 福田 充
 環境保全課長 松田 隆至
 自然保護課長 江上 憲二
 廃棄物対策課長 坂本 孝広
 首席審議員兼
 公共関与推進課長 中島 克彦
 くらしの安全推進課長 石崎 尚喜
 消費生活課長 杉山 哲恵
 男女参画・協働推進課長 大谷 祐次
 人権同和政策課長 中富 恭男
 商工観光労働部
 部長 真崎 伸一
 政策審議監兼
 商工政策課長 出田 貴康
 商工労働局長 森永 政英
 新産業振興局長 高口 義幸
 観光経済交流局長 松岡 岩夫
 商工振興金融課長 伊藤 英典
 労働雇用課長 下村 弘之
 産業人材育成課長 古森 美津代
 産業支援課長 奥 蘭 幸
 エネルギー政策課長 山下 慶一郎
 企業立地課長 寺野 慎吾
 首席審議員兼
 観光課長 渡辺 純一
 国際課長 磯田 淳
 くまもとブランド推進課長 成尾 雅貴
 企業局
 局長 河野 靖
 総括審議員兼次長兼
 総務経営課長 古里 政信
 工務課長 福原 俊明
 労働委員会事務局
 局長 西岡 由典
 審査調整課長 橋本 博之

事務局職員出席者

議事課主幹 左 座 守
 政務調査課課長補佐 春日 潤一

午前10時0分

○浦田祐三子委員長 おはようございます。
 平成23年3月11日、東日本大震災が発生してから、本日で丸3年となります。

開会に先立ちまして、震災で犠牲になられた方々に対しまして、哀悼の意を表するため、1分間の黙禱を行います。

皆様御起立をお願いいたします。

（起立）

○浦田祐三子委員長 黙禱。

（黙禱）

○浦田祐三子委員長 黙禱を終わります。御着席をお願いします。

（着席）

午前10時1分開議

○浦田祐三子委員長 それでは、ただいまから、第10回経済環境常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に5名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることにいたしました。

次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。今回は各部局とも相当の量がありますので、今回は、環境生活部と、残りの商工観光労働部、企業局及び労働委員会の出席を分けて説明を求めることにいたしました。

本日は、日程の都合上、まず、環境生活部から先に審議を行い、それから休憩を挟んで商工観光労働部、企業局及び労働委員会の審議が終わった後に、付託議案の採決及び請願の審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、質疑を受けたいと思います。

なお、審議を効率よく進めるために、執行部の説明は簡潔にお願いします。

また、本日の説明等を行われる際、執行部の皆さんは着席のままで行ってください。

それでは、環境生活部長から総括説明を行い、続いて関係課長から順次説明をお願いします。

○谷崎環境生活部長 それでは、委員長のほうからお許しをいただきましたので、着座のまま御説明をさせていただきます。

環境生活部関係の議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

今回提出しております議案は、予算関係議案2議案、条例等議案3議案の合計5議案でございます。

まず、第41号議案の平成26年度熊本県一般会計予算でございますが、新4カ年戦略に掲げる幸せを実感できるくまもとの実現に向け、加速化、見える化、核心を突くという視点で取り組みの重点化を図り、総額196億9,400万円余の予算を計上いたしております。

その主な内容でございますが、水俣病対策につきましては、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく認定業務について、国の対応を踏まえ取り組んでまいります。また、特措法の判定確定にも引き続き取り組んでまいります。さらに、高齢化が進む胎児性・小児性患者の方々等が地域で安心して暮らしていただけるよう福祉サービスの充実に努めてまいります。

次に、安心を実現する取り組みのうち、人が人として互いに尊重される安全、安心な熊本の実現に向けた取り組みにつきましては、全ての人の人権が尊重される社会を実現するために、さまざまな人権問題を身近に感じていただくよう、プロスポーツ団体と連携した広報啓発や、企業、団体、地域における人権啓発の指導者育成等に取り組んでまいります。

また、安全、安心なまちづくりを推進するため、地域防犯リーダーを育成するとともに、自治会や防犯ボランティア団体が行う防犯カメラ設置への支援などに取り組んでまいります。

さらに、近年、重大事故も発生しております自転車の安全利用については、交通安全教育や街頭での交通安全指導等に積極的に取り組んでまいります。

加えて、消費者の暮らしを守るために、県下それぞれの地域において、市町村間の広域連携などによる相談機能の強化を図るとともに、高齢者等の消費者被害の未然防止のための見守りネットワークの構築を支援してまいります。

また、多重債務者対策につきましても、債務整理から生活再建までの一貫した支援に引き続き取り組んでまいります。

次に、百年の礎を築く取り組みのうち、悠久の宝の継承の取り組みにつきましては、水の国くまもとづくりを推進するため、熊本県地下水保全条例に基づく地下水採取の許可制等の円滑な運用により地下水を守り抜くとともに、県内外へ向けて熊本の水の魅力を強力に発信するなど、積極的な取り組みを進めてまいります。

また、硝酸性窒素による地下水への負荷メカニズムの調査や家畜排せつ物等を活用した地域バイオガスシステムの可能性調査を行うなど、硝酸性窒素対策については、今後ともできるものから具体的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、百年の礎を築く取り組みのうち、熊本アカデミズムの取り組みにつきましては、県内の小中学生などを対象に、台湾・高雄市への派遣及び交流を通して、グローバル社会に視野を向けた子供たちの育成に取り組んでまいります。

次に、百年の礎を築く取り組みのうち、環境を豊かにするための取り組みにつきまして

は、昨年10月に採択された水銀に関する水俣条約を踏まえ、本県が率先して水銀の使用削減対策を進めていくために、水銀の処理、保管等についての調査や水銀フリー社会の実現に向けた情報発信等に取り組んでまいります。

加えて、国外における水銀研究等に貢献するため、研究を行う外国人留学生に対する奨学金制度を創設します。

また、廃棄物対策の推進を図るため、南関町に建設中の公共関与による最終処分場「エコくまもと」を全国のモデルとなる安全な施設として建設し、将来にわたって適正に運営していくために、事業主体である熊本県環境整備事業団に対して、引き続き必要な財政支援を行うとともに、周辺環境の整備など処分場を中心とした地域の振興にも取り組んでまいります。

次に、第54号議案の平成26年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算でございますが、チッソ県債に係る元利償還金等の年間所要額として、総額97億6,500万円余の予算を計上しております。

以上、一般会計と特別会計を合わせまして、環境生活部の予算総額は294億6,000万円余となります。

次に、条例関係についてでございますが、国の法律の一部改正に伴い、関係規定を整備するものなど3議案を提案しております。

このほか、水銀に関する水俣条約外交会議の実施報告と水俣病対策の状況の2件につきまして御報告させていただきます。

以上が今回提出しております議案等の概要でございます。詳細につきましては、関係各課長が御説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○宮尾環境政策課長 環境政策課でございます。

当初予算説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、一般会計について、主なものを御説明申し上げます。

公害対策費の説明欄1、職員給与費でございます。これは、平成26年1月1日現在の職員をベースに、環境政策課分で1億4,822万円を計上しております。

職員給与費につきましては、各課とも同様の趣旨でございますので、この後の各課からの説明は省略させていただきます。

なお、トータルは資料には出てまいりませんけれども、環境生活部全体では、給与費が合計15億4,400万円余となります。前年度比では、1億1,000万円ほどの減額ということになります。

次に、3番の環境立県推進費をお願いいたします。

これは、来年度から新規事業として取り組みます水銀フリー推進事業に係る経費でございます。この事業は、昨年10月の水俣条約の採択を受けまして、水俣病を経験した熊本県として、国内外における水銀フリー社会の実現に向けて先導的な取り組みを行っていくものでございます。

内容といたしましては、3点ございまして、県内外の専門家による懇話会の開催ですとか、2つ目が、情報発信、それから3つ目が、いわゆる水銀対策に課題を抱えている途上国等における専門家の育成のために、留学生に対する奨学金制度を創設するということでございます。

なお、水銀フリーに向けた取り組みにつきましては、私どものほか、水俣病保健課及び廃棄物対策課においても予算を計上しております。各課が連携して水銀フリーに努めていきたいと思っております。

次に、3ページをお願いいたします。

チッソ県債償還等特別会計への繰出金でございます。

これは、説明欄に内訳としてございますけれども、これまでに借り入れました平成7年の政治解決の分、それから、このたびの特措法関係の一時金県債の分、それから、特別県債の平成26年度分の元金と利子を償還するために、一般会計から特別会計に繰り出すというものでございます。この3種類につきましては、後ほどの特別会計でも対応するものが出てまいります。

以上、一般会計で合計21億2,000万円余を計上しております。

次、4ページをお願いいたします。

チッソに対する貸付けに係る県債償還等特別会計でございます。

この特別会計は、これまでのチッソ金融支援に係ります県債の償還金が主な歳出でございまして、元金、利子とそれぞれ上下2段階ずつ計上しております。

4ページの上2段、508が、水俣湾公害防止事業のチッソ負担金に係るヘドロ県債の分でございます。

それから、下2段、509が、平成12年度までに発行いたしました患者補償に係る患者県債でございます。

なお、財源のところにその他とございますが、これは、チッソからの返済金ですとか、また、その足りなかった分、不足の分の2割は特別県債で充てることにしておりまして、その合計額が入っております。

5ページをお願いいたします。

5ページの上2段、510と書いてある分は、平成7年の政治解決時の一時金県債に係る償還金です。

3段目、511とあります特別貸付金は、平成12年度以降の抜本策におきまして、チッソから自力返済で返せない不足する分について、国が8割、県が2割支援する仕組みになっておりまして、その2割分の特別貸付金です。ちなみに、これにつきましては、後ほど地方交付税で全額充当されます。

4段目の512、それから6ページの1段目は、特別県債の元金と利子の償還金でございます。

6ページの2段目、3段目、513とありますのは、このたびの特措法救済のために発行いたしました一時金県債の元金、利子の償還金でございます。

特別会計といたしまして、97億6,512万円を計上しております。

以上、よろしくお願いいたします。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

引き続き、説明資料の7ページをお願い申し上げます。

公害保健費でございますが、右側説明欄に主なものを記載いたしております。そのうち主なものを御説明させていただきます。

まず、1の公害被害者救済対策費でございます。

(1)の水俣病関連情報発信支援事業は、水俣市が行います情報発信事業及び水俣病資料館の展示改修に対する補助でございます。

(2)の水俣病関連情報発信事業は、新規事業として、県が水俣病患者の方々を海外へ派遣をいたしまして、水俣病の歴史や教訓を発信するための経費でございます。

次に、1つ飛びまして、3の水俣病総合対策事業でございます。

(1)の水俣病総合対策費等扶助費は、被害者手帳などを所持する方の医療費でございます。

次の8ページのほうをお願い申し上げます。

(2)の胎児性・小児性患者等の地域生活支援事業でございますが、胎児性患者等の方々が地域で安心して暮らしていただけますように、通院の付き添いの支援などに要する経費でございます。

(3)の水俣病発生地域リハビリテーション

強化等支援事業は、水俣病発生地域の市や町が行いますリハビリに対する補助でございます。

(4)の高齢者等在宅支援事業は、同じく水俣病発生地域の市や町が行います高齢の被害者の生きがいくりに対する補助でございます。

以上、水俣病保健課で、合計104億9,000万円余を計上いたしております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○中山水俣病審査課長 水俣病審査課です。

資料の9ページをお願いします。

公害保健費ですが、右側の説明欄をごらんください。

1の公害被害者救済対策費の(1)公害健康被害認定審査会1,345万2,000円をお願いしております。これは、文字どおり水俣病の認定審査会を運営するための経費でございます。

次に、(2)水俣病認定健診費4,663万1,000円、これは、認定申請をされている方々に対する医師の健診等に要する経費です。

次に、2の(1)治療研究事業扶助費4,009万円、これは、認定申請後原則として1年を経過した方の医療費の支給等に要する経費です。

今申し上げましたような水俣病認定業務に係る経費につきましては、認定申請の件数が前年度よりもふえておりますので、経費につきましてもふえております。左側の欄、比較(A)－(B)の記載のとおり、前年度に比べて2,400万円余の増となっております。

最後に、再び右側の説明欄ですが、一番下の(2)水俣病診療拠点設置・ネットワーク構築事業2,000万円、これは、水俣・芦北地域の水俣病の診療に当たる医療機関相互のネットワーク構築に要する経費で、前年度と同額の計上をお願いしております。

このほか、条例関係の資料の35、36ページ

にありますけれども、これは、第3次地方分権一括法の施行に伴い、関係条例の規定を整備するものですので、詳しい説明は省略させていただきます。

水俣病審査課は以上です。

○福田環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

10ページをお願いいたします。

2段目の計画調査費でございますけれども、3億7,100万円余をお願いしております。

右の説明欄をお願いいたします。主なものを御説明いたします。

1の公営企業貸付金3億3,500万円余でございますが、これは、企業局の工業用水道事業会計の資金不足に対する一般会計からの貸付金でございます。本年度までは、工業用水道事業会計の企業債償還金の一部に地方債を充てた上で発生する資金不足額に一般会計からの貸し付けを行っておりました。

しかし、工業用水道事業会計全体の企業債償還残高が減少してまいりまして、地方債の発行基準を満たさなくなったことから、その分一般会計からの貸付金が増加しております。計画調査費が本年度よりも2億2,000万円余の増額となっておりますのは、この貸付金の増加によるものでございます。

1つ飛ばしまして、3の地下水保全対策費でございますが、(1)の「水の国くまもと」推進事業は、熊本の水の魅力の情報発信、あるいは阿蘇地域の地下水実態調査の経費でございます。

(2)の地下水保全条例円滑施行事業は、条例に基づきまして地下水採取許可手続の運用を行う経費並びに水量測定器の設置補助などの経費でございます。

11ページをお願いいたします。

公害対策費といたしまして10億4,900万円余をお願いしております、本年度よりも5

億円余の増額となっております。

説明欄をお願いいたします。

1つ飛ばしまして、2の環境政策推進費は、主に環境センターの管理運営に要する経費でございます。

12ページをお願いいたします。

4の環境立県推進費でございます。

主な事業は、(1)の有明海・八代海再生推進連携事業は、国や関係県との連絡調整に要する経費でございます。

(2)のバイオマス利活用推進事業は、バイオディーゼル燃料の普及促進及び家畜排せつ物を活用したバイオガスシステムの検討などの経費でございます。

(3)のくまもとらしいエコライフ普及促進事業は、エコライフの普及促進のための経費及び本年度から九州各県と連携して開始いたしました九州エコライフポイント事業の経費でございます。

(4)の市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業は、国の交付金を活用しまして、昨年度から平成28年度までの5年間の事業といたしまして、市町村の防災拠点への再生可能エネルギー施設整備を補助しているものでございます。来年度は3年目に入りまして、多くの市町村で事業が予定されていることから9億5,000万円余を計上しておりまして、本年度当初予算よりも5億円余の増額となっております。公害対策費の5億円余の増額は、この事業の増額によるものでございます。

13ページをお願いいたします。

公害規制費は、水環境教育として幼稚園や小中学校での出前講座の実施に要する経費です。

最後に、工業用水道事業会計繰出金2億2,800万円余は、有明工業用水道事業会計の企業債元利償還金等に対しまして、一般会計から繰り出しを行うものでございます。

以上、当課合計18億4,900万円余をお願いしております。

続きまして、条例等議案でございますが、資料の37ページをお願いいたします。

熊本県地球温暖化の防止に関する条例の一部を改正する条例でございます。

38ページをお開きいただきまして、条例の概要をつけております。

1に書いております条例改正の趣旨は、条例の中で引用しておりますエネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正に伴いまして、関係規定を整備するものでございます。

2の改正の内容でございますが、法律名称の変更に伴いまして、エネルギーの使用の合理化に関する法律をエネルギーの使用の合理化等に関する法律と改めるものでございます。

以上、御審議よろしくをお願いいたします。

○松田環境保全課長 環境保全課でございます。

説明資料の14ページをお願いいたします。主な事業について御説明いたします。

公害対策費としまして、1億5,260万円余を計上しております。

右側の説明欄2の環境政策推進費でございます。

(1)の環境影響評価審査指導費は、環境影響評価法及び熊本県環境影響評価条例に基づきます環境アセスメントに係る審査、指導に要する経費でございます。

次に、同じページの2段目に、公害規制費として1億8,430万円余を計上しております。

15ページをお願いいたします。

右側の説明欄1の公害防止指導費の(3)の新規事業の硝酸性窒素対策推進事業でございます。

地下水の硝酸性窒素汚染対策の推進を図るため、硝酸性窒素の地下水浸透メカニズムや発生原因の化学的調査等に要する経費でございます。地下水の水質を守り抜くため、関係

部局と連携し、さらなる削減を検討してまいります。

続きまして、説明欄2の公害監視調査費でございます。

(1)の大気汚染監視調査事業は、県内36測定局及び移動測定車でPM2.5やオキシダントなどの大気汚染の常時監視等に要する経費でございます。

(2)の環境放射能水準調査は、国の委託を受け、モニタリングポストによる大気中の放射線量や環境中の放射線物質を調査する経費でございます。

1つ飛ばしまして、(4)の水質環境監視事業は、公共用水域測定計画に基づきまして、河川、海域などの公共用水域や地下水の水質の監視及び環境基準達成状況の評価等を行う事業でございます。

次の16ページをお願いいたします。

環境整備費でございます。3,927万円余を計上しております。

説明欄(3)の水道ビジョン策定事業でございますが、人口減少の社会的環境の変化や防災あるいは減災への対応を踏まえまして、本県の水道整備のあるべき姿を熊本県水道ビジョンの策定に要する経費でございます。

以上、総額で3億7,618万円余を計上しております。

環境保全課は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○江上自然保護課長 自然保護課でございます。

資料の17ページをお願いします。

まず、鳥獣保護費ですが、8,350万円余の予算を計上しております。

主な内容を御説明します。

説明欄3の鳥獣保護対策事業費のうち、(1)の鳥獣保護対策事業費につきましては、猿、クリハラリスなどによる農林業被害防止のため、市町村が行う有害鳥獣捕獲の補助の

経費1,100万円余を計上しております。

(2)の特定鳥獣適正管理事業は、市町村が行う鹿の有害鳥獣捕獲への補助など3,010万円余を計上しております。

主な内容は、従来1頭当たり8,000円だった捕獲報奨金を、国の交付金を緊急捕獲として積み上げている基金も活用して1頭当たり1万円とし、捕獲頭数枠も本年度より3倍ほど確保し、鹿捕獲を強化するものです。

続きまして、18ページをお願いします。

自然保護費についてですが、7,020万円余を計上しております。

主な内容ですが、説明欄3の自然環境保全対策事業費のうち、19ページの上段ですが、(3)の希少野生動植物保護対策事業については、希少野生動植物の生息、生育の調査及び保護対策等に要する経費を550万円余計上しております。

(4)のシカ食害地植生回復調査事業については、新規として、鹿の食害により減少している希少植物等の下層植生の保全とその回復状況調査に要する経費を400万円計上しております。

続きまして、下段の観光費ですが、8,830万円余を計上しております。

主な内容ですが、説明欄2の観光施設整備事業費のうち、(1)の自然公園利用事業は、自然公園の施設や九州自然歩道の美化清掃などの経費を4,680万円余計上しております。

続きまして、20ページをお願いします。

説明欄の(3)自然公園施設改修事業は、新規としまして、自然公園内のトイレの改修に要する経費を1,990万円余計上しております。

以上、自然保護課の合計は2億4,200万円余をお願いしております。

自然保護課は以上です。よろしく願いいたします。

○坂本廃棄物対策課長 廃棄物対策課でござ

います。

お手元の資料の21ページで御説明をさせていただきます。

まず、環境整備費でございます。

主な事業といたしまして、(3)海岸漂着物対策推進事業につきましては、先ほどの委員会で2月補正2,900万の減額をさせていただきました。その部分を上乘せさせていただいて、8,476万円余を計上させていただいております。

次のページをお願いいたします。産業廃棄物対策費でございます。

(2)の不法投棄等防止対策事業でございますけれども、各保健所に警察OBの方を10名廃棄物監視指導員として配置をして、それで巡回をしていただいている経費でございます。

3の(1)でございますけれども、管理型最終処分場立地交付金事業でございます。

産業廃棄物管理型の最終処分場を立地促進するために、市町村へ交付する交付金でございます。県内の産業廃棄物を全て特定の市町村でその役割を担ってもらうというものに対しての交付金でございます。今回の7,700万については、菊池市に対して補助をする交付金でございます。

2番目の産業廃棄物排出量抑制支援事業でございますが、これは、産業廃棄物を排出抑制、またはリサイクル等の研究並びに技術開発を行うための補助でございます。補助率を2分の1以内、限度額を500万円ということで計上しております。

次の23ページでございますけれども、まず、(4)新規事業でございますけれども、産業廃棄物の実態調査事業を計上させていただいております。

これは、第4期の産業廃棄物処理計画が28年から32年で計画をする予定でございますが、その計画をするための基礎調査を実態調査として行うものでございます。

(5)でございますが、優良産廃処理業者認定制度普及促進事業ですけれども、平成23年の4月から優良産廃事業者認定制度というのができておりますが、まだ県内には4事業者しかなく、今後、国のほうでは、環境配慮契約法に基づきまして、できるだけ優良事業者に委託をするという方向に傾きつつありますので、自治体のほうにもそういう要請が来ております。県内の優良事業者をふやし業界の親交を図っていくための経費といたしまして計上させていただいております。

主な内容といたしましては、優良認定制度の研修事業を行うこと、それと、認定するために、ISOの14001だったりエコアクション21等を取得していただく必要がございますので、そういうものに対するアドバイザーを派遣する事業を考えております。

(6)ですけれども、水銀削減に向けた対応方針策定事業でございます。

これは環境政策課長のほうからお話がありましたが、県内にあります水銀量が、どのような形で、どのような量あるのかということ、まず、全体を調査させていただいて、どのような形で保管するのか、どのような形で処理していくのかということの方針を決めるための基礎調査というふうに考えております。

最後、4番目でございます。

産業廃棄物税の基金積立金でございます。

税込として1億6,200万円余程度税込を見込んでおります。その中から使途事業を差し引きまして、残りの額6,000万円余を基金に積み立てるものでございます。

廃棄物対策課総計といたしまして、4億6,266万円余を計上させていただいております。

よろしく願いいたします。

○中島公共関与推進課長 公共関与推進課でございます。

24ページをお願いいたします。

環境整備費につきまして、27億7,800万円余を計上しております。

説明欄をお願いいたします。

(1)の公共関与推進事業は、処分場の整備について、財団法人熊本県環境整備事業団に対し、施設整備費及び供用開始に向けた開業準備費の助成や貸し付けを行うものです。

(2)の産業廃棄物処理施設モデル事業は、南関町及び和水町への交付金で、周辺道路や公民館の整備等のために活用されるものです。

(3)の公共関与産業廃棄物最終処分場アクセス道路整備事業(受託)は、南関町で整備されます町道の一部区間が処分場へのアクセス道路ともなることから、その部分を町から受託して整備するものです。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○石崎くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

資料の25ページをお願いいたします。

中段の交通安全対策促進費といたしまして、1,511万円余を計上しております。

右側の説明欄をお願いします。時間の関係で新規事業について説明させていただきます。

(2)の自転車安全利用意識啓発事業479万円は、社会人を主な対象としまして、従業員の自転車の安全運転励行に努めるモデル企業の育成、また、安全指導員による街頭指導への支援などを通して、自転車の安全利用に向けた県民の意識啓発を行うものでございます。

次に、26ページをお願いいたします。

上段、諸費でございますが、社会参加活動推進費といたしまして812万円余を計上しております。

説明欄をお願いします。ここも追加事業につきまして説明させていただきます。

(3)の地域の安全の絆ネットワーク促進事

業464万円余は、地域の安全、安心の実現に向けて活動していただいております交通や防犯ボランティア団体の活動の活性化や連携促進を図るため、昨年度開始しましたアドバイザーの派遣に加えまして、26年度からは、防犯ボランティア団体などが設置します防犯カメラ設置に係る費用、これの助成を行うものでございます。

次に、最下段の青少年育成費ですが、916万円余をお願いしております。

新規事業といたしましては、次のページ、27ページをごらんください。

(2)のグローバルジュニアドリーム事業543万円余は、小学生、中学生などを対象に台湾へ派遣し、交流活動を通してグローバル社会に視野を向けた子供の育成を図るものでございます。昨年9月に、本県と台湾・高雄市、熊本市の3者で締結した国際交流促進覚書の柱の一つであります観光や教育などにおける相互交流促進を具現化する事業として実施いたします。

次に、農業総務費でございますが、地域食品振興対策費といたしまして1,897万円余を計上しております。

説明欄をお願いします。

最も予算額が多い(3)食品検査体制整備事業1,451万円余でございますが、これは、食の安全安心推進条例などに基づき、食品の残留農薬などの検査を実施する際に使用する検査機器のリース料などの経費でございます。

この検査機器につきましては、昨年9月に新機種に更新いたしております。左から5行目の前年度との比較の欄で164万円余の減となっておりますが、これは機器リースにおいて見込みより安く契約できたことによるものでございます。

以上、合計1億9,370万円余をお願いしております。

続きまして、条例改正議案がございますので、資料の39ページをお願いいたします。

議案第81号熊本県青少年問題協議会設置条例及び熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容等につきましては、41ページの条例案の概要で説明させていただきます。

改正の趣旨についてですが、熊本県青少年問題協議会及び熊本県少年保護育成審議会とは、ともに青少年問題を審議する附属機関として委員の構成分野も重複して併存しており、青少年問題に効率的かつ総合的に対応するため、熊本県少年保護育成審議会を熊本県青少年問題協議会に統合することについて関係規定を整備するものでございます。

改正内容につきまして、主なものを御説明いたします。

まず、(1)熊本県青少年問題協議会設置条例のアについてですが、熊本県少年保護育成審議会との統合に伴いまして、同審議会で行ってありました有害図書などの指定及び優良興行などの推奨事務を問題協議会に付加することを明らかにしております。

また、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法が成立したことによりまして、地方青少年問題協議会法の委員資格要件が廃止されたため、それに伴いまして、会長は知事と現在なっているところを委員互選とし、委員の定数及び構成を改めております。

同じく委員についてですが、問題協議会に部会を設置することができるとして、それに関連する規定を追加することとしています。

次に、(2)熊本県少年保護育成条例のアについてですが、少年保護育成審議会の廃止に伴う関係規定を削除しております。同じくイについてですが、問題協議会への諮問について明確に示しております。

なお、条例の施行日につきましては、平成26年4月1日としております。

くらしの安全推進課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○杉山消費生活課長 消費生活課でございます。

資料の28ページをお願いいたします。

消費者行政推進費といたしまして、2億9,960万円余を計上しております。

右側説明欄をお願いいたします。

2の(1)から(3)まで3本の事業を掲げておりますが、いずれの事業も地方消費者行政活性化基金を活用した事業でございます。

新規事業といたしまして、(2)生涯安心！消費者ライフ構築推進事業をお願いしております。

この事業は、高齢者が消費者被害に遭わないよう地域で見守る見守りネットワーク体制の構築を目指します関係団体等に対する支援、それに加えて、県下の各地域で初歩的な消費生活相談を受ける消費生活サポーターの養成に係る研修会等を実施するものでございます。

続きまして、資料の29ページをお願いいたします。

下段でございますが、中小企業振興費といたしまして70万円余を計上いたしております。これは、貸金業法に基づく貸金業者の登録及び指導監督を行うものでございます。

以上、消費生活課といたしまして、合計3億30万円余を計上いたしております。

よろしくお願いいたします。

○大谷男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

資料の30ページをお願いいたします。

まず、説明欄の社会参加活動推進費につきましては、NPO法に基づき、NPO等の活動支援や指導及び多様な主体による協働の取り組みを進めるものでございます。

具体的な事業といたしましては、(1)の認定NPO法人制度でございますが、一定要件

を満たしたNPO法人を認定し、認定法人への寄附に対して税制優遇を受けられるという寄附促進によるNPO法人の活動基盤強化を目的とした制度の推進を図る経費を計上いたしております。

(2)につきましては、くまもと県民交流館にありますNPO・ボランティア協働センターにおけるNPOの認証事務や活動支援に要する経費を計上しております。

31ページの説明欄の社会福祉諸費をお願いいたします。

年間39万人の利用がありますパレアの施設運営経費でございます、(1)は指定管理者への委託料、(2)は、パレアが入居しておりますテトリア熊本ビルの負担金及び修繕積立金でございます。

(3)のくまもと県民交流館施設の維持管理費については、パレアもオープン以来12年が経過しております、計画的な修繕が必要になっておりますので、その経費を計上いたしております。

同じく31ページの男女共同参画推進事業費をお願いいたします。

男女共同参画推進事業につきましては、第3次の熊本県男女共同参画計画に基づきまして、県民や市町村、事業者等が連携いたしまして、総合的かつ計画的に取り組みを進めるための経費でございます。

(1)の男女共同参画社会形成促進事業でございますが、男女共同参画の進捗状況を明らかにするための年次報告書の作成、さらに単年度事業といたしましては、平成28年度から新計画の策定を予定しておりますが、そのための県民意識調査の経費を計上いたしております。

次に、32ページをお願いいたします。

(2)は、中学生、高校生向けの学習資料等の作成に係る経費、(3)は、県民交流館パレアにあります男女共同参画センターの事業費で県民啓発などの経費を計上しております。

(4)の男女いきいき幸せ実感促進事業は、昨年度からの幸せ実感推進枠での事業でございます。男女共同参画への関心が薄い若者、特に大学生を対象とした意識啓発事業などを計上しております。

合計2億1,800万円余を計上いたしまして、御審議の方よろしくをお願いいたします。

○中富人権同和政策課長 人権同和政策課でございます。

資料の33ページをお願いいたします。

諸費でございますけれども、右の説明欄をごらんください。

人権啓発推進費1億2,898万円余をお願いしております。

主なものを御説明申し上げます。

(2)の人権施策推進事業は、外部の有識者から御意見を伺います熊本県人権施策・啓発推進委員会等の運営や、今後の人権啓発推進の参考とするために計画しております県民意識調査に要する経費でございます。

(3)の人権啓発活動市町村委託事業は、法務省からの全額国庫によります事業で、市町村が人権フェスティバルなどの各種人権啓発活動を行うものでございます。

(4)の広報・啓発事業は、新聞、テレビなどによります広報啓発やイベント、講演会等の開催に要する経費でございます。

少し省略させていただきます、次の34ページをお願いいたします。

(8)のスポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動事業でございますけれども、これは幸せ実感推進枠でお願いしています新規事業でございます、プロバスケットボールチームの熊本ヴォルターズと連携、協力しまして、試合会場でのアトラクションの実施や啓発グッズの作成等に要する経費でございます。

下の段の社会福祉総務費につきましては、

2億983万円余をお願いしております。

右の説明欄をごらんください。

(1)の地方改善事業費は、市町村が設置しております隣保館等の運営や施設改修に対する補助などでございます。

(2)の人権問題連携調整費は、市町村や関係機関、団体等と連携して人権啓発活動に取り組むための経費でございます。

以上、課の合計で3億3,882万円余をお願いしております。

よろしくお願い申し上げます。

○浦田祐三子委員長 以上で環境生活部の説明が終了いたしましたので、議案について質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

○森浩二委員 8,400万になつとるでしょう。今年度で最後、どういう方向で、同じやり方ですとですか。

○坂本廃棄物対策課長 基本的には、県の事業分、それと市町村に対する補助分ということで考えております。ただ、この前、前回の委員会のときにいろいろ御指摘をいただいております。その後、また井手先生からも、漁連とかといろいろ話して各漁協との連携とかを考えたかどうかという御指摘もいただいておりますので、そこを踏まえまして、できるだけ早く関係者で構成されます協議会を開きまして、全体の事業立てについて考えていきたいというふうに考えております。無駄のないような使い方をさせていただきたいと思っております。

○森浩二委員 よろしくお願ひします。

○井手順雄委員 市町村分というのは、その内訳というのはわかりますか。県の執行分、あと市町村に行く分という金額的な……。

○坂本廃棄物対策課長 ほぼ半分半分ぐらいと今は考えておりました。ただ、これは流用が可能でございますので、市町村分をふやして将来的には使ってまいりたいというふうに考えております。

○森浩二委員 19ページの自然保護課。

自然公園の自然歩道ですけれども、4,600万どういうことをしよつとですかね。

○江上自然保護課長 4,600万の内訳は、自然歩道は、美化清掃、刈り払いとかそういうのに使わせていただいております。

○森浩二委員 その下とは、また全然違うと、これ。

○江上自然保護課長 下のほうは、施設の傷んだところの補修とか、そういうものに使わせていただいております。

○森浩二委員 県内でどれくらいあるとですか、この歩道。

○江上自然保護課長 歩道は、県内——しばらくお待ちください。済みません、全部で99キロあります。

○森浩二委員 それに対して260万ですか、補修費。安過ぎるとじゃないと。

○江上自然保護課長 99キロのうちには、林道とか町村道とかというところも一緒に共用しながらつくってあるところもありますので、本来の歩道というところはそう多くはないところです。

○森浩二委員 わかりました。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はありませんか。

○小早川宗弘委員 10ページですけれども、説明欄の地下水保全対策費というのが、2,600万余の予算ですね。この(1)の「水の国くまもと」推進事業、これをもう少し具体的にどういうことをやられるのかを教えてください。

それと、その次の14ページにも、これは課が違ふとですけれども、地下水保全対策費というのが計上されとって、これは環境審議会がこっちの部署だけんこっちに計上してあるのかなと思いますけれども、こういう水保全部会でいろいろ議論されたことが、こっちの環境立県推進課と連携されてるかどうかということもちょっと合わせて2点お願いします。

○福田環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

まず、「水の国くまもと」推進事業の具体的な内容でございますけれども、幾つかございます。

目的は、この水の国くまもとというものを、県民あるいは県外にも情報発信をして、熊本の水の大切さということを実感していこうという趣旨でございます。

そのためにやっております事業内容といたしましては、一番大きなものは、広報戦略事業としまして、シンボルマークを作成いたしましたり、ホームページを作成しまして、水の豊かさの情報発信などに取り組んでいるところでございます。

さらに、今年度から、水政策アドバイザーというのも設置しておりまして、そういった具体的なアドバイスをいただいております。

それと、来年度は、水の国のモニターツアーというものを行って、県内外に向けた情報発信にも取り組んでいきたいと思っております。

す。

それと、もう1つ、今年度から実施しておりますのが、熊本地域と密接にかかわっております阿蘇地域の地下水につきまして、長期的データがございませんので、そのデータの実態調査というのを、今年度と来年度にかけて実証していきたいというふうに考えております。

「水の国くまもと」事業の内容は、主にそういう内容でございます。

○松田環境保全課長 環境保全課でございます。

地下水保全対策費の中の水保全部会でございますが、この中で審議いたしますのは、水質計画に基づきます調査、これについての公共用水域あるいは地下水を含めたものを審議していただくということを水保全部会で行っております。

○小早川宗弘委員 この環境立県推進課のいわゆる水の国くまもと、熊本の地下水とはちょっと違う視点でのあれなんですね。わかりました。

たしか2～3年前から、熊本には、くまもと地下水財団というのが——これは県も出資しとつとですかね、そういう財団ができたと思うとですけれども、そこも多分同じような活動をしとつとじゃなからうかなという気がするんですよね。まだちょっと詳しくは私も見とらぬですけれども、たしか2年ぐらい前に、くまもと地下水財団というのが、これは熊本市が多分メインだとは思いますが、でも、そやんとところと連携しながら、同じことを県もやる、その財団もやる、熊本市もやるというふうなことだと、非常に効率が悪い、あるいは税金の無駄遣いだというふうに言われかねませんので、その辺との連携というのは、どうんふうに考えてらっしゃるのか。

○福田環境立県推進課長 環境立県推進課です。

御指摘のように、地下水財団、昨年4月に設立をいたしました。地下水財団も、県あるいは熊本地域の市町村、そして民間の方々からの協賛金なども財源としておりまして、要は、官民あるいは県民の共同の地下水を守るための組織として設立されたものでございます。

それで、地下水財団におきましても、地下水の涵養対策ですとか水質の調査といった事業なども実施していくわけでございますけれども、私ども県、それから市町村、そしてこの財団が、具体的にどうやって取り組んでいくかというのは、行動計画というのを策定しておりまして、それぞれの役割を分担しながら実施していくということで進めているところでございます。

その行動計画も、実は来年度以降の行動計画づくりを今市町村と一緒に取り組んでいるところでございまして、年度末ぎりぎりになるかもしれませんけれども、そういった計画をつくりながら、役割分担、必要な連携をしながら取り組んでいくこととしております。

以上でございます。

○小早川宗弘委員 ぜひ連携を強化しながらやってください。

○西岡勝成委員 私も、代表質問で一回、地下水の保全対策で聞いたことがあるんですけども、今15ページですが、硝酸性窒素対策、この分布といいますか、畜産の盛んな所とかは、非常にこういう汚染がひどくなっている。今は、状況的にはどうなんですか。

○松田環境保全課長 環境保全課でございます。

硝酸性窒素につきましては、県内で観測を

ずっと続けております。結果につきましては、地域によっては若干の変動というのはあるのですが、全体平均としましては、ほぼ横ばいというような状況でございます。

○西岡勝成委員 地域の広がりはない。

○松田環境保全課長 地域の状況でございますか。一番汚染が顕在化されるというのは、やはり熊本地域とか、それから荒尾地域、こういったところは顕在化がずっとあると。ただ、天草とか苓北、そういった地域におきましても、一部のみに点在というような状況ではございます。

○西岡勝成委員 要因は、どういうところなんでしょうか。

○松田環境保全課長 今要因として考えられているのが、いわゆる我々の生活排水の不適正処理ですとか、あるいは肥料の施肥、それから家畜ふん尿、こういったものが主な原因とされておりますが、また、涵養量が少しやっぱり減少しておりますので、それによる濃度の上昇というの也被われております。

○西岡勝成委員 特に畜産地帯が多いというわけではないんですか。

○松田環境保全課長 確かに、畜産地帯というところ、熊本地域の中でも菊池地域とかは畜産が盛んでございます。そこの関連が今どうかというのまではちょっとはつきりいたしませんけれども、そういった地域については、そういった地下水の濃度が高い、そういった地域が結構多いということでございます。

したがいまして、今回、来年度に、そういったところのさらに原因の究明を行うという調査を予定したところでございます。

○西岡勝成委員 原因をやっぱりきちっと調査して、対策をやっぱり打っていかないといけないと思いますので、よろしくお願いします。

○東充美副委員長 今の菊池地域の何といいますか、畜産が盛んなところとよく言われていますけれども、この硝酸性窒素対策というのは、薄めるという形しかないんですかね。何年かかるというか、十何年かかるというか、地下水浸透しますよね。だから、それを薄めるという方法しかないんですかね。

○松田環境保全課長 今涵養量が減少しておりますので、当然、絶対量という硝酸の濃度というのは変わりませんので、含まれる水量が減れば、その分濃度が高くなるということとは出てくることは考えられますが、確かに一つとしては涵養量が増大するというのの一つの手段だと思います。

ただ、主な原因と今申し上げました畜産の家畜排せつ物ですとか、生活排水、あるいは肥料、こういった3つの要因もありますので、こういったところについては、いろいろな関係部局がいろんな施策を今取り組んでおりまして、例えば、農業として、肥料を施肥する、これも、平成元年、ここ20年来、肥料をだんだん削減して今63%ぐらいの肥料減をしたということで、そういった対策もしております。堆肥についても、堆肥が、その地域で使用できないというか、余るようなものになれば、広域流通をして、堆肥が必要なところ、そういったところに持っていく、そういう対策もされていらっしゃると思いますので、そういった対策は現に行われております。

ただ、申し上げましたように、なかなか数字として見えてこないということで、もう少しやはり詳細な調査をやるというのが今回の事業としての目的でございます。

○東充美副委員長 それで、今言われたように、白川中流域が今田んぼに水を湛水させて涵養量をふやすという事業をやっているんですね。そういうところとの連携はやっているわけですね。

○松田環境保全課長 はい。連携はさせていただいております。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑は。

○磯田毅委員 12ページのこれは公害対策費の中で、5億予算が多くなった理由として、この4番目の市町村等再生可能エネルギー導入推進事業でふえたとおっしゃいましたけれども、その内訳ですね。どういった再生可能エネルギーなのか。

そして、先日は、経済産業省から、多分ソーラー発電に対してもう一回厳しく見直すということが新聞報道であったんですけども、再生可能エネルギーの欠点というのは、やっぱり不安定になりやすいということと、ソーラー発電というのは、非常に設備利用率というんですか、それが低いということもあって、私は、以前一般質問の中で、やっぱりバランスのとれた再生可能エネルギーの推進が必要ではないかということで地熱発電とかなんかを言いましたよね。

そういったことからすると、この今の9億5,000万の内容がどういったものになっているのかというのをちょっと教えていただきたいのと、そして、経済産業省が、ソーラー発電に対する厳しいやり直し、査定ですか、認可のやり直しをするという報道の影響はどういうふうに来ているのかというのを含めてお聞きしたいと思いますけれども。

○福田環境立県推進課長 環境立県推進課です。

この市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業で整備される設備でございますけれども、一番やはり多いのは太陽光発電、ただし、これは災害時の防災拠点に対しての整備事業でございますので、それだけですと太陽が出ていないときの発電ができませんので、それに蓄電池を必ずセットでつけるということでございます。それによって、夜間ですとか、太陽が出ていない発電できないときにも使えるような形で整備するという事業、それと、さらに木質バイオマスといいますか、木材のチップですとか、ペレットを使ったストーブですとか、ボイラー等、そういったものを導入するところもでございます。ただ、一番多いのは、やはり太陽光発電が一番です。

それと、先ほどの経済産業省の見直しといえますか査定の話は、恐らく固定価格買い取り制度で、たくさんの方が手を挙げましたけれども、土地も確保していないとか、そういった問題があって、悪質ではないですけれども、そういった可能性が低いところはもう一回その認定を見直すという話であろうかと思えます。

今回こちらで整備しておりますのは、実施主体が市町村でもございますし、売電を目的としておりません。FIT制度に乗っけてやっていくというものではございませんので、こちらはこちらできちんとそういった公共施設などでの避難所あるいは防災拠点での活用ということでしっかりと進めていくということでございますので、経産省の見直しとは、これは直接は関係ないと考えております。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑は。

○西岡勝成委員 19ページですけれども、希少野生動植物の件ですが、やっぱり調査される調査員の方が何人かいらっしゃるんですか。

○江上自然保護課長 自然保護課です。

野生動植物検討委員会というのを組織しておりまして、59名ほどの調査員さんと委員さんをお願いして全県の調査をしていただいております。

○西岡勝成委員 熊本県下にそういう絶滅危惧種みたいな動植物というのは幾つかあるんですかね。

○江上自然保護課長 今県で指定しております野性の希少なやつが47種あります。それはもう数が絶滅のおそれがあるということで指定しております。

○西岡勝成委員 私、今薬草のいろいろな栽培の広げ方をやっているんですけども、ハマボウフウといって、砂のきれいなところの厚みのあるところにしかないハマボウフウという薬草があるんですが、「武蔵」の撮影があった牛深の茂串海岸に2株あったんですね。しかし、それは調査官の人から教えていただいているんですけども、意外と何も保護といいますか、今薬草ブームなもので、みんなにとって食べているような方が多いんですね。それと、大江の高浜にもやっぱりハマボウフウの群生している場所があるんですが、その辺あたりの保護はどうやってされますか。

○江上自然保護課長 ハマボウフウは、一応絶滅危惧種のランクの中には入っております。ただ、絶滅危惧種だからといって増殖したりとかしたらいかぬということじゃなくて、指定植物はもうだめですけども、そういう減っている植物に対しては、いろいろ薬草として量産したりすることに対しては何の規制もありませんので、どちらかといえば、そういうのを皆さんに言ってふやしていただきたいという趣旨があります。

○西岡勝成委員 私は、自然に生えている分をとる人がおるので、それはそのままとっていいのかと。保護する必要はないんですね。

○江上自然保護課長 少ない種ですから、それをとって持ち帰ったりとかすれば、それはそういう絶滅するおそれがあるということなので、保護しなければいけない樹種というのを検討委員の先生方あたりにも調べていただいて、紹介していただいて、もしも県内にはもうほとんどないとか全国にもほとんどないというものであれば、希少野生動植物というふうにして指定して条例で保護するという形になってきます。

○西岡勝成委員 ぜひ、ハマボウフウも、そういう希少植物ですから、保護——一般の人たちが、大江の高浜の白浜ですから行くんですよ。そういう何か看板を立てるとか、何か方法をしたほうがいいんじゃないかと思うんですけれども、よろしく。

○江上自然保護課長 専門家の植物の委員の先生もいらっしゃいますので、その辺の先生と一緒に考えていきたいと思います。

○西岡勝成委員 もう1つ、ほかにいいですか。

水銀の削減の件ですが、県下の水銀を使っているところの工場、特にそういうところはわかっているんですか。

○坂本廃棄物対策課長 今私どもで把握していますということで答えさせていただきますが、基本的には化石燃料の中に水銀が含まれます。石炭とかそういう中にも水銀が含まれておりますので、例えば電気業だとか鉄鋼業、そういうものには必然的に水銀が含まれ

るだろうというふうに考えております。

そういうものと合わせまして、約300事業所ぐらい水銀を使っている可能性があるという事業所があるのではないかというふうに推測をしております、そこについて調査に入りたいというふうに思っております。

○西岡勝成委員 それと、石炭といえば火力発電所がありますよね。そういうところからの回収量なんていうのは、大体何か連携がとれとるんですか。

○坂本廃棄物対策課長 これは、来年の事業で実態調査をやらせていただきたいと思いますので、ある程度大規模事業所には私どもと専門家が出向きましてヒアリングをさせていただいて、その中で量を把握、それと、どのような形であるのか、そういうものについてきちんと調査をしていきたいというふうに思っております。

○井手順雄委員 24ページ。

公共関与、いよいよ予算計上が上がってきております。早くできてほしいと思うんですが、ここで、2番の交付金1億5,000万、これはどういった中身で今後使われる用途があるのかということと、アクセス道路等々、やっぱりそれに行くところの道路とか整備が必要であるということで、受託ということで3億8,000万余計上されております。

こういった建物以外にそういった整備等々かかるというのは、当初から予算計上されておりますが、今この時点で、その辺の増減とか、計画どおりにいくとか、そういった状況がわかればお聞きしたいと思います。

○中島公共関与推進課長 まず、南関町、和水町の交付金事業でございますが、この内容につきましては、地元の要望をお聞きして現在実施しております。

主な内容を申し上げますと、公民館の改築、それから堰の改修、町道の整備、防犯灯の設置等々に充てられております。

それから、アクセス道路の整備等ですが、今回の処分場建設に当たりまして、地域振興策として県が用意しました金額が総額17億でございまして、その数字の変更は今のところございません。

○井手順雄委員 この交付金というやつの最終の金額というのは、もう1億5,000万円で終わりということ。

○中島公共関与推進課長 これは2年目分でございます。

○井手順雄委員 最終的にはどうなるんですか。

○中島公共関与推進課長 最終的には、町道整備を含めまして、南関町に6億、それから和水町に1億でございます。合わせて、6億と1億で7億、それとは別に、県道大牟田植木線の道路整備に10億ということで、総額17億を予定いたしております。

○井手順雄委員 わかりました。

それとあわせて、太陽光を屋根に乗せるという話がありましたけれども、今の現状はどういったところまで進んでいるのか、お願いいたします。

○中島公共関与推進課長 現状は、事業主体を公募いたしまして、現在事業主体が決定した段階でございます。県内の東光石油ほか、8社のグループに決定をいたしております。

今後、経済産業省への申請でありますとかは事業主体のほうで行ってまいります、あらかじめ屋根が設置された時点で太陽光が同時に乗っていくというようなことになります。

発電開始が処分場の供用開始に合わせたところというようなことになっていこうかと思えます。

○井手順雄委員 太陽光も工事とともに一緒にできていくという状況ですたいね。

○中島公共関与推進課長 私たちもそういうふうに理解をしております。

○井手順雄委員 わかりました。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はございませんか。

○森浩二委員 予算じゃないんですけれども、15ページ、環境保全課に。

大気汚染を測定する機械ですね。ここ1～2年、PM2.5が出てきましたけれども、どれくらいまではかかれると、その粒子の大きさ。まだ小さいものはかかれるとですか。

○松田環境保全課長 PM2.5につきましては、今はかかれる測定機の機能というのが2.5マイクロということで、かなり微粒子ではあるんですが、それ以下については、まだちょっと機器のいわゆる検査法、こういったのがまだはっきりしておりませんので、今は、PMにつきましては、2.5マイクロというのが一つの……。

○森浩二委員 限界ということですか。

○松田環境保全課長 今は、そういう——はい。ただ、研究とかいろいろすればあるんですけれども、やはり公定法というか、検査法をきちんと決めて、それを標準化いたしますので、今は2.5と考えていただいて結構かと思えます。

○森浩二委員 県内に10何カ所あるでしょう。それも全部同じ機種ですか。

○松田環境保全課長 機種というか、メーカーは違いますが、メーカーは今大体全国で4社ほどあるんですが、それがそれぞれ大体同一ずつ、5～6件から7～8件ずつぐらいありまして、今現在、熊本市も合わせまして26の観測を持っております。

○森浩二委員 わかりました。

○小早川宗弘委員 17ページです。自然保護課。

この説明欄の3番、鳥獣保護対策事業費ということで、まず、(1)ですけれども、鳥獣保護対策事業ということで、野性鳥獣の保護繁殖に要する経費及びこれは有害鳥獣の捕獲ということで、野性の鳥獣を一方でこれは保護する、一方で有害のやつは捕獲するという事業なんですか。ちょっと中身のことを知りたいと思います。

それと、あと(2)ですね。(2)にも、同じような感じで、被害を及ぼす鹿の捕獲というふうな、有害鳥獣だと思うんですけども、2つ分けてる理由というのは何か教えてください。

○江上自然保護課長 自然保護課です。

まず、1点目の鳥獣保護対策事業費のほうの保護繁殖と捕獲ということで、保護繁殖のほうは、キジを毎年放鳥しておりまして、1,000羽ほど鳥獣保護区等に対して、その分が保護繁殖という事業をやっておりまして、あとの有害捕獲のほうは、鹿以外の猿やカモやタイワンリス、イノシシ等を、この(1)のほうでやっております。

第2の質問のほうは、2番目の特定鳥獣適正管理事業というのは、これは鹿の保護管理計画を立てて鹿の頭数調整をやっている事業

でございます。

○小早川宗弘委員 2番について、その鹿の対策については、先ほどちょっと説明の中で増額されたというふうな話を聞いた、そういうふうな説明だったかと思っておりますけれども、かなりやっぱりふえてるんでしょうか。ここ2～3年の状況というか、鹿の被害の推移というのはどういう状況なんですか。

○江上自然保護課長 平成22年に生息調査というものをやりまして、その時点では県内に約3万3,000頭ほどということになっております。その前に、平成17年でしたか、そのとき調べたときには4万8,000頭ほど鹿がおるという調査結果が出ておりまして、有害捕獲で、かなり頭数——毎年1万5,000頭ほど、この5年くらいとってきておりますので、生息数としては減ってはきております。

今年度のこの事業の中でも、一応生息調査を26年度にすると。その結果をもって、また次期どれくらい頭数調整したら有害捕獲していいかというのをやっていこうかと思っています。

○小早川宗弘委員 じゃあ効果があっているということですね。

○江上自然保護課長 はい。被害額からしても、平成21年ほどが一番ピークだったのが今徐々に減ってきておりまして、今はちょっと横ばい状態ですけども、ピーク時よりも減ってきているのは事実でございます。

○小早川宗弘委員 鹿は、捕獲した後というのは、これは何か焼却とか、最終的にはどういうふうな処分になるんですか。

○江上自然保護課長 そのほとんどがとった場所で埋設するという。肉を利用する方、自

家消費される方は、その山の中でとれる肉だけをとって、あとは埋設、それと、流通に乗せて商品化しようというところは、今解体処理施設が県内に6カ所か7カ所くらいありますので、そこに持ち込んでいただいて解体処理して流通に乗せるというような形になっています。

○小早川宗弘委員 はい、わかりました。ちょっと食用というか、何かジビエ料理というのが最近はやっておるものですから、そのあたりの状況を聞きたかったと思いますし、できれば、そういうふうな料理も熊本の特産物なんだということにもつなげていければというふうに思いますので。

○江上自然保護課長 農林部のほうともタイアップして、その辺の商品開発といいますか、売り先をちゃんと確保しないと、なかなか流通に乗っていきませんので、その辺も農林部と連携してやっているところです。

○小早川宗弘委員 はい、わかりました。

○浦田祐三子委員長 ぜひお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 なければ、環境生活部に対する質疑を終了したいと思います。

ここで、一旦休憩をとらせていただきたいと思います。再開は、1時5分再開いたします。

お疲れさまでした。

午前11時19分休憩

午後1時5分開議

○浦田祐三子委員長 それでは、時間となりましたので、委員会を再開いたします。

次に、商工観光労働部長から総括説明を行

い、続いて関係課長から順次説明をお願いいたします。

○真崎商工観光労働部長 それでは、着座のまま失礼いたします。

商工観光労働部関係の議案の概要につきまして御説明させていただきます。

今回提案しております議案は、予算関係5議案、条例等議案3議案です。

お手元の経済環境常任委員会説明資料は42ページになります。お開きいただきたいと思います。

平成26年度当初予算でございますが、一般会計で334億9,700万円余、中小企業振興資金特別会計など4特別会計で23億2,700万円余、総額で358億2,400万円余となっております。

当初予算の主な内容につきまして、幸せ実感くまもと4カ年戦略に掲げる当部の取り組みに沿って御説明させていただきます。

まず、活力を創る取り組みについて御説明いたします。

ビッグチャンスを生かす取り組みにつきましては、中小企業の経営支援につきまして、創業・事業承継や経営革新を図る中小企業に対して、新たな融資制度や専門家派遣など総合的な支援を行ってまいります。

また、製造業の振興につきましては、県内中小企業が生産連携し、大手企業からのモジュール部品の受注につなげていく取り組みや、自社技術を活用し、医療・福祉分野において新たな製品開発に取り組む企業を支援してまいります。

企業誘致につきましては、研究開発型企業の誘致やフードバレー構想の推進に向けた食品関連企業の誘致を引き続き推進してまいります。

観光振興につきましては、選ばれる観光地、九州観光の拠点を目指すようこそくまもと観光立県推進計画に沿って、国内外からの

観光客誘致に引き続き取り組んでまいります。

地域力を高める取り組みにつきましては、くまモンを活用した企業との連携等により、くまもとプロモーションを推進し、本県のさらなる認知度向上に取り組むとともに、海外展開など新たなフロンティアの開拓に積極的に取り組んでまいります。

未来型エネルギーのトップランナーを目指した取り組みにつきましては、水素を活用した燃料電池自動車の県内における市場形成や北部九州との連携による普及啓発に取り組んでまいります。

次に、アジアとつながる取り組みについてです。

アクション・アジアの取り組みについては、台湾やASEAN諸国を中心に、知事トップセールスや物産展の開催、海外事務所やアドバイザーの活用により、県内企業の海外展開を支援してまいります。

また、定期コンテナ航路の増便等助成や海外ポートセミナーの開催など戦略的に事業を推進し、熊本港、八代港の利便性向上と利用拡大を図ってまいります。

続きまして、安心を実現する取り組みにつきましては、若者や女性の就職支援について、緊急雇用創出基金を積み増しし、雇用機会の創出と地域の未来を支える人づくりや地域の課題解決等に寄与する新たな事業を創成してまいります。

以上が平成26年度当初予算の主な内容でございます。

次に、条例等議案でございますが、熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部改正など3件の議案について御提案させていただいております。

そのほか、熊本県2020東京オリンピック・パラリンピックキャンプ誘致等推進本部――まだ仮称ではございますが、以上申し上げ

げた推進本部の設置など2件について御報告させていただきます。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○出田商工政策課長 商工政策課でございます。

資料は、次の43ページでございます。

まず、商業総務費でございますが、1億2,455万円余を計上しております。

右側の説明欄の1の職員給与費につきましては、現在所属しております職員をもとに算定した給与額を来年度予算に計上しているものでございます。各課、出先機関とも同様でございますので、各課長からの説明は省略させていただきます。

次に、商業指導費1,722万円余についてでございますが、右側の説明欄(1)の商工業企画調整費、(2)の商工業施策普及費、(3)の商工観光労働部政策調整事業までは、商工観光労働部の施策に関する調査検討、広報などに要する経費でございます。

(4)の商工観光労働部長秘書事務委託業務につきましては、全庁的に導入されております各部局長の秘書事務に関する委託経費でございます。

次に、ページをめくっていただきまして、44ページでございます。

大阪事務所費8,264万円余につきましては、職員給与費とともに管理運営費として事務所における管理運営活動に要する経費を計上しております。

次の福岡事務所費でございます。2,249万円余を計上しておりますが、これも事務所における管理運営活動に要する経費とともに、平成26年度も引き続き市町村から福岡事務所へ派遣予定の市町村職員の1名分の給与費の人件費として派遣元の市町村へ支払う負担金でございます。

以上、商工政策課といたしましては、平成26年度当初予算2億2,969万円余をお願いしているところでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○伊藤商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

資料45ページをお願いいたします。

一般会計でございます。

まず、商業総務費でございますが、右の説明欄をごらんください。

商業指導費につきまして、1,574万円余を計上しております。

主なものとしましては、(2)の商店街まちづくり推進事業で今年度の実績などを踏まえ計上しております。

次に、中小企業振興費でございますが、221億9,263万円余を計上しております。前年度に比べまして22億3,936万円余の減額となっております。

説明欄をごらんください。

主なものとしましては、2の金融対策費について188億5,104万円余を計上しております。

(1)の中小企業金融総合支援事業でございますが、これは融資制度における新規融資枠286億円の運用に必要な預託金等でございます。

次に、46ページの説明欄をお願いいたします。

(4)のチャレンジサポート中小企業経営力強化支援事業(経営支援)でございますが、10億902万円余を計上しております。

これは、金融等経営支援を一体的、継続的に実施し、中小企業の経営力強化を図るための融資制度でございます。チャレンジサポート融資資金について、新規融資枠30億円の設定に必要な経費でございます。

3の中小企業団体等補助金については、中

小企業団体中央会への補助などを計上しております。

4の運輸事業振興助成費については、トラック協会に対する補助でございます。

5の中小企業振興指導事業費については、6億8,690万円余を計上しております。

主なものとしましては、47ページの(3)のチャレンジサポート中小企業経営力強化支援事業(成長支援)でございますが、これは、中小企業の成長支援のために、経営革新や創業、事業承継に取り組む事業者への支援を強化するための経費でございます。金融支援としまして、創業と事業承継を資金面からも支援するため、新規融資枠20億円を確保することとしております。

これによりまして、融資制度全体の新規融資枠としましては、先ほど説明をしました既存分286億円、チャレンジサポート資金30億円と合わせまして、前年度比で50億円減額し、総額で336億円となっております。これは、運用実績や国が設定しますセーフティーネット補償指定業種が大幅に縮小され、平時の運用に移行されたことにより見直しを行うものでございます。

次に、6の小規模事業対策費補助でございますが、20億9,623万円余を計上しております。

主なものとしましては、(1)にあります商工会商工会議所・商工会連合会の人件費、事業費等に関する補助としまして20億7,723万円余を計上しております。

次に、中段の中小企業指導費でございますが、これは主に高度化事業を活用する協同組合などに対して経営診断等の支援を行う経費を計上しております。

以上、一般会計で222億1,653万円余をお願いしております。

次に、48ページをお願いいたします。

融資制度に係る債務負担行為の設定でございます。

貸付先の債務不履行が生じた際に信用保証協会が保証債務の履行をした場合、その損失の一部を補償するもので、平成26年度分として、新規融資枠336億円のうち、損失補償対象分302億円に対し、平成39年度まで1億2,560万円の債務負担の設定をお願いするものでございます。

次に、49ページをお願いいたします。

中小企業振興資金特別会計でございます。

中小企業振興資金助成費でございますが、3億4,222万円余を計上しております。

右の説明欄にありますように、相談案件や25年度実績を踏まえ、高度化資金貸付金について2億113万円、設備貸与資金貸付金につきましては、くまもと産業支援財団が設定します貸与枠1億円に要する資金として5,000万円を計上しております。

次に、50ページをお願いいたします。

元金とその下の利子でございますけれども、右の説明欄にありますように、中小企業基盤整備機構からの借入分などを同機構へ償還するもので、償還計画に従いまして、それぞれ所要額を計上しております。

一般会計繰出金は、償還金のうち県の負担分を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上、特別会計で21億3,126万円余をお願いしております。

次に、51ページをお願いいたします。

中小企業振興資金特別会計に係る債務負担行為の設定でございます。

くまもと産業支援財団が行う平成26年度設備貸与事業分1億円に関しまして、未収債権が発生した場合に、その損失の一部を補償するものでございます。

次に、99ページをお願いいたします。

議案第82号熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

この条例は、中小企業者の事業の再生に資

することを目的に、保証協会に対する回収納付金を受け取る権利を放棄することに関し、平成21年3月に制定させていただいたものですが、具体的な改正内容につきましては、100ページをお願いいたします。

産業競争力強化法が施行され、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法が廃止されたことに伴いまして、条例内で引用しております法律名などについて条文を改めるものでございます。

商工振興金融課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○下村労働雇用課長 労働雇用課でございます。よろしく申し上げます。

資料の52ページをお願いいたします。

まず、労政総務費でございますが、1億9,321万円余をお願いしております。

内訳でございますが、右側の説明欄にありますように、1の職員給与費を除き、2の労政諸費で5,094万円、次のページにあります3の労働調査費で542万円余をお願いしております。

2の労政諸費の主な事業としまして、52ページの説明欄の中ほどにあります(3)の労働局との一体的実施事業でございますが、これは平成25年度から熊本労働局と県で一体的に実施している事業で、主に女性や中高年齢者に対して、仕事探しのカウンセリングから生活相談、職業紹介、就職後のフォローアップまでの一連の就労支援をワンストップで提供しているものでございます。

次に、その下(4)の中小企業従業員住宅管理事業でございますが、中小企業従業員の住宅確保等を目的に県が建設し貸し付けておりました建物を解体、撤去するものでございます。

次に、53ページの説明欄中ほどにあります(8)の新規事業、微量PCB廃棄物処分でございますが、本事業は、県のPCB廃棄物計

画に基づき、旧天草高等技術訓練校で保管しております微量PCB廃棄物を処分する単年度の事業でございます。

次に、3の労働調査費でございますが、説明欄の下から2番目にございます(2)の新規事業、女性労働条件等実態調査をお願いしております。

本事業は、今後の女性労働行政に生かす基礎資料作成のため、5年ごとに、県内事業所の女性労働者に対する雇用管理の現状、女性労働者の就業意識、労働行政施策への要望等を調査するものでございます。

続きまして、54ページをお願いいたします。

上段にございます労働福祉費で346万円余をお願いしております。

主な事業としましては、説明欄の上から2番目にあります(2)女性の就労総合支援事業でございますが、女性が働きやすい環境づくりのための啓発、研修アドバイザー派遣などを行う事業でございます。

次に、2段目にあります失業対策総務費で26億8,695万円をお願いしております。

主な事業といたしましては、次の55ページをお願いいたします。

まず、右の説明欄の一番上にございます(4)の障害者就業・生活支援センター事業でございますが、これは、障害者の就業のために必要な事業所開拓や就業あっせん、生活面の指導などを社会福祉法人等に委託し実施するものでございます。

平成26年度は、さらに生活支援員の増員により、地域の関係機関による就労支援の連携強化をモデル的に取り組んでいくこととしております。

次に、その下(5)のジョブカフェ関連事業でございますが、これは、水前寺駅ビル2階に設置しておりますジョブカフェくまもとと全ての地域振興局に設置しておりますジョブカフェ・ブランチの運営を行うものでござい

ます。

引き続き、高卒未就職者の早期就職に向けた支援を行うほか、ジョブカフェ・ブランチにおきましては、国が本年秋より予定をしておりますハローワーク求人情報のオンライン提供を活用した無料職業紹介事業にも取り組むこととしております。

次に、(6)の若者自立支援事業でございますが、家事も通学もしていない若年無業者を対象にした相談窓口、若者サポートステーションの利用者に対して行う就労体験等の実施に要する経費でございます。

次に、(7)の将来の『夢＝仕事』発見事業ですが、専修学校等と連携した多様なインターンシップや経営者等による職業講話の充実、ベンチャー体験事業として企業での課題解決を実践するインターンシップなど、キャリア教育施策の拡充に向けて取り組む事業でございます。

続きまして、56ページをお願いいたします。

中ほどの(11)の緊急雇用創出基金事業でございますが、平成25年度から実施しております企業支援型地域雇用創造事業に加え、さきの国の好循環実現のための経済対策で拡充されました地域人づくり事業について県で実施する分でございます。

次に、(12)の緊急雇用創出基金市町村補助事業につきましては、市町村が実施する補助金を計上しております。

なお、(11)と(12)の事業のうち、地域人づくり事業分として、合計10億円をお願いしているところでございます。

次に、(13)新規事業といたしまして、戦略産業雇用創造プロジェクト事業をお願いしております。

この事業は、製造業の振興を起爆剤として良質な雇用を生み出すための厚生労働省の補助事業で、事業費の8割が補助されるものです。現在、国に申請を行っているところで、

採択になれば、事業期間は平成26年度から28年度までの3カ年で、総事業費9億円程度を予定しております。

以上、26年度当初予算につきましては、労働雇用課全体で28億8,421万円余の予算をお願いしているところでございます。

続きまして、58ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定についてでございます。

これは先ほど予算の中でも説明をいたしました、さきの経済対策で緊急雇用創出基金事業の拡充により創設されました地域人づくり事業の平成27年度の実施予定分でございます。

労働雇用課は以上でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○古森産業人材育成課長 産業人材育成課でございます。

資料の59ページをお願いします。

まず、職業訓練総務費で1億8,108万円余をお願いしております。

このうち、右の説明欄2の職業能力開発業務運営指導費で1,844万円余をお願いしております。

主なものとしまして、(2)の産業人材強化推進事業ですが、産業人材の育成、確保に係る企業からの相談に対応するコーディネーターの配置と中小企業に指導者を派遣し現場の中核人材を育成する経費として971万円余を計上しております。

次に、3の認定訓練事業費ですが、民間で行っております認定職業訓練に対する運営費助成等に要する経費として6,817万円余を計上しております。

次に、4の技能向上対策費で3,622万円余をお願いしております。

主なものとしまして、(1)の技能検定事業ですが、技能検定試験の業務を行う熊本県職

業能力開発協会に対する補助経費として2,638万円余を計上しております。

続いて、60ページに移りまして、(6)の電動モビリティ関係人材育成支援事業ですが、小学生から大学生までを対象として電気自動車等の電動モビリティに関する産業教育及び本事業のサポーター校による技術発表会等の開催に要する経費として521万円を計上しております。

次に、下段の職業能力開発校費で9億789万円余をお願いしております。

主なものとしまして、61ページに移りまして、右の説明欄の2の職業能力開発校運営費で2,718万円余をお願いしております。

新規事業として、(2)の高等技術専門校の体育館改修に当たり、事前に耐震性の有無を調査する経費として211万円余を計上しております。

次に、3の職業能力開発事業費で7億7,048万円余をお願いしておりますが、(1)実習経費と(4)障がい者職業能力開発事業は、主に高等技術専門校において実施しております職業訓練に要する経費です。

続いて、62ページに移りまして、(5)の離職者訓練事業は、離職者等に対する職業訓練を民間の教育訓練機関に委託して実施する経費として6億3,167万円余を計上しております。

続きまして、下段の技術短期大学校費で4億7,391万円余をお願いしております。

このうち、右の説明欄2の短大運営費ですが、2億5,770万円余をお願いしております。

(1)は、技短の管理運営や教育訓練に要する経費、(2)は、企業が求める高度技術者の育成を目的とした各種機器の整備や更新に必要な経費を計上しております。

以上、平成26年度当初予算につきまして、次の63ページ最下段にありますように、課全体で15億6,289万円余をお願いしております。

す。

続きまして、64ページをお願いします。

債務負担行為の追加です。

離職者訓練等委託事業ですが、これは、離職者を対象とした訓練に関する業務の委託契約を平成27年度にわたる複数年契約とするため、債務負担行為の設定をお願いするものです。

続きまして、101ページをお願いします。

熊本県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例の制定についてです。

内容につきましては、次の102ページの条例案の概要で御説明いたします。

条例改正の趣旨は、1にありますように、熊本県立職業能力開発校、具体的には熊本県立高等技術専門校を指しますが、その中卒の訓練生について、現在、県立高等学校に準じて授業料を徴収しておりません。平成26年度から、県立高等学校の授業料無償化の所得制限が行われることから、高等技術専門校においても、これに準じて所得制限を行うものです。

その内容は、2の(1)のアからウのいずれにも該当しない訓練生について授業料を不徴収とするということです。

アとイは、高等学校等を卒業または36月以上在学した訓練生、ウは、保護者等の収入状況に照らして経済的負担を軽減する必要があるとは認められない訓練生、具体的には市町村民税所得割額が30万4,200円以上の世帯となります。

なお、(2)は、施行日以前に在校する訓練生の授業料について経過措置を定めるものです。

この条例の施行期日につきましては、平成26年4月1日からを予定しております。

産業人材育成課は以上です。御審議のほどよろしくお願いします。

○奥菌産業支援課長 産業支援課でござい

す。

戻りまして、65ページをお願いいたします。

まず、農業総務費であります。農林水産部にございました食品加工研究所が、工業技術センターと統合した名残でございまして、現在は産業技術センター食品加工室として活動しております。その活動費を経費として計上させていただいております。

66ページをお願いいたします。

工鉱業振興費の工業振興費でございますが、説明欄をごらんください。

13の事業で3億6,562万円余をお願いしております。額の大きいもの、新規事業について御説明いたします。

まず、(3)のリーディング企業育成支援事業として5,539万円余をお願いしております。

これは、県経済を引っ張るような高い付加価値を生み出すリーディング企業を育成することを目的としまして総合的な支援を行う事業でございます。

次に、(4)の事業革新支援センター事業といたしまして9,447万円余をお願いしております。

これは、新分野への進出や販路拡大など、県内企業が取り組んでいる事業革新を支援するくまもと産業支援財団が行う事業を補助するものでございます。

次に、(7)の地場企業立地促進費補助として1億2,100万円をお願いしております。

これは、地場企業の県内における工場等の新增設及び新規雇用を促進するため、誘致企業と同等の助成を行うものでございます。

続きまして、67ページ、(12)でござい

す。企業連携体活動促進事業、新規事業でございますが、551万円余をお願いしております。

最近、グローバル化した自動車機械産業

等の発注形態が、これまでの単一ではなくて、複数の部品をある程度組み合わせた、モジュール化と申しますけれども、そういうような形に変化しております。これに対応する必要が出てまいりました。

このため、複数の地場企業の連携体をつくり、大手から共同受注を目的としたキャラバン隊を結成して売り込みにチャレンジするものでございます。景気が上向きになりまして、地場企業も攻める余裕が出てきたことから企画するものでございます。

続きまして、67ページの下段、鉱業振興費でございます。591万円余をお願いしております。

砂利の採取——次のページをお願いいたします。採石の指導取り締まり、それから阿蘇の採石場の調査等に要する経費でございます。

続きまして、計量検定費といたしまして4,410万円余をお願いしております。

産業技術センター計量検定室の運営管理、タクシーメーターなど計量法に基づく特定計量器等の検定調査などに要する経費でございます。

69ページをお願いいたします。

産業技術センター費といたしまして、6億4,387万円余をお願いしております。

まず、説明欄2の管理運営費でございますが、1億438万円余をお願いしております。庁舎管理や試験研究機器の修繕に要する経費をお願いしております。

70ページをお願いいたします。

3、試験研究費でございまして、1億6,268万円余をお願いしております。

事業の内訳は、いずれも研究開発に要する経費でございまして、(1)、(2)、(5)、(6)が、産業技術センターの各研究部門において実施するものでございます。(3)と(4)が、国、企業などの外部資金を積極的に活用するもので、採択された場合のマックスの数字を

計上しております。

それから、71ページの(8)でございます。

フードバレー構想の推進支援に係る技術開発ということで、新規で上げさせていただいております。

農産物等の加工や食品保存などにつきまして、センターの最新技術を結集し、高付加価値化につながる要素技術を開発することによりまして、フードバレー構想を後押しするものでございます。

続きまして、4の技術指導事業費といたしまして7,314万円余をお願いしております。

内訳としては、7つの事業を上げておりますけれども、まず、コンピューターシステムの技術や回線使用に要する経費がございました。

それから、(2)一般支援事業といたしまして、次のページもずっとそれにつながっておりますけれども、県内企業の技術指導や分析、試験等に要する経費でございます。

それから、(5)と(6)が設備機器購入に要する経費でございます。

続きまして、72ページの新事業創出促進費でございます。5,339万円余をお願いしております。

産学官連携のもとに、ベンチャー企業の育成や技術革新により新たな産業を創出するものでございまして、9つの事業がございました。

主なものといたしまして、73ページ(5)でございますが、次世代マグネシウム合金拠点化推進事業といたしまして1,080万円余をお願いしております。

これは、熊本大学で研究開発を行っております次世代耐熱マグネシウム合金について、本県における拠点化の推進や地域・企業連携による実用化に向けた実証の支援に要する事業でございます。

74ページをお願いいたします。

(7)有機エレクトロニクス産業・事業化促

進事業として1,070万円余をお願いしております。

これまでの県内外の大学、企業等との連携により具体化してまいりました有機薄膜の関連技術において、県内企業による事業化に向けた試作品開発、製造に対して支援をする事業等でございます。

それから、(9)医療・福祉関連産業参入支援事業、これは新規事業でございますけれども、県内企業が医療・福祉関連市場に新たに参入することを支援する事業でございます。

今回は、特に健康福祉部と連携して、医療・福祉現場における関係者とのマッチングを充実させ、成功につなげてまいりたいと考えております。

75ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

電気自動車の普及につきましては、次世代モビリティの実証実験や電気充電器の整備などを行ってまいりましたが、今年度で一応の区切りがつけました。

本件は、今後6年間にわたり電気自動車をリースで2台導入する経費でございます。平成26年度上期に導入する予定でおりますので、債務負担行為の期間といたしましては、平成27年度から平成32年の上期までになります。限度額といたしまして822万円余の債務負担をお願いするものでございます。

76ページをお願いいたします。

高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計でございます。50万円をお願いしております。

阿蘇ソフトの村管理事業費につきましては、平成24年の7月に、熊本広域大水害によりまして計画用地の一部が被災しました。これにつきましては、平成25年をもちまして災害復旧は完了したところでございますが、土地の利用とか処分につきまして抜本的な対応を図る必要がございます。まずは検討のための基礎資料をつくる経費ということで計上さ

せていただいております。

以上、産業支援課で、当初予算といたしまして14億362万円余を計上させていただいております。

引き続きまして、済みません、条例関係でございます。

103ページをお願いいたします。

産業技術センター条例の一部を改正する条例です。

中小企業が生き残るためには、技術力の強化が必要でございますけれども、体力のない中小企業では研究設備もなかなか購入できない状況でございます。

このため、センターの施設を開放いたしまして、中小企業に低価格で利用していただいております。別表では、8つのグループで利用しておりますけれども、全体で190の機器になります。

今回の改正は、この機器の利用料につきまして消費税のアップ分を見直すとともに、一部積算基準の見直しを行ったものでございます。

産業支援課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○山下エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

77ページをごらんください。

主な事業について説明をさせていただきます。ページ右の説明欄をごらんください。

エネルギー対策費の主な事業についてですが、(1)の電源立地地域対策交付金事業は、五木村を初め、水力発電施設が立地する14市町村に対し、地域の振興と発電施設の運転の円滑化等を図るため国から交付される交付金で、予算額は7,649万円余でございます。

(2)の石油貯蔵施設立地対策等交付金事業は、八代市に立地する石油貯蔵施設に関連し、八代等に対して消防施設の整備等に係る事業に対する国からの交付金で、予算額は1,

670万円でございます。

次に、工業振興費の主な事業についてですが、(2)の省エネルギー推進事業は、省エネを進めるため、県内の中小企業や家庭における省エネ設備等の導入を支援する事業でございます。事業として3年目となりますが、今回さらなる省エネを進めていくため、新たにゼロエネルギーハウス導入支援を盛り込みました。予算額は5,292万円余でございます。

なお、ゼロエネルギーハウスとは、住宅に新エネ導入、省エネ推進、高断熱・高気密化によりまして、化石燃料の消費量をおおむねゼロとする住宅を言います。

次に、(4)の市町村モデル地域支援事業は、新エネルギーの導入や省エネルギーの推進などに積極的に取り組みます市町村に対し支援を行う事業でございます。予算額は3,713万円余でございます。

(6)の燃料電池自動車普及促進事業、これは新規事業でございますが、平成27年のトヨタなど自動車メーカー2社によります販売開始がなされる予定ですが、究極のクリーンエネルギーと言われます水素を活用した燃料電池自動車の普及啓発に向け、事業者や有識者等を交え、計画の策定や燃料電池自動車の試乗会など普及啓発を行っていくための経費で、予算額は979万円余でございます。

次に、新事業創出促進費の主な事業についてですが、(1)のくまもと県民節電所サイト構築事業は、県民総ぐるみで省エネ、節電を推進していくために、昨年8月に、くまもと県民節電所サイトを立ち上げました。このサイトを運営する事業者に対する助成や省エネコンテストなどの普及啓発実施に要する経費で、予算額は678万円余でございます。

(2)のくまもと県民発電所推進事業は、県民による県民のための発電所として、今年度、南関町と天草市の2カ所で事業主体が決まりました。来年度は、その拡充と普及促進を図っていく必要がございます。

具体的には、民間事業者が行う県民発電所に向けた事業可能性調査に対する支援や認証業務に要する経費等で、予算額は653万円余でございます。

ただいま御説明した事業を初め、エネルギー政策課全体の事業として、全体が2億9,933万円余となります。昨年度と比較しまして、2億4,132万円余の減となっておりますが、住宅太陽光補助の廃止等が主な要因となっております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○寺野企業立地課長 企業立地課でございます。

説明資料の80ページをお願いします。

まず、一般会計からでございます。

中小企業振興費のうち、説明欄の中小企業振興指導事業につきましては、1億2,030万円余を計上しております。

産業支援サービス業等集積促進事業は、コールセンターを初めとする産業支援サービス業等の誘致に要する経費でございまして、これまで誘致した企業への補助金や、熊本テクノプラザビルの維持管理費でございます。

次に、工鉱業総務費のうち、説明欄2の企業誘致促進対策事業費についてでございますが、31億4,436万円余を計上しております。

まず、1番目の企業誘致でございますけれども、3,464万円余は企業誘致に係る活動費でございます。新規企業の誘致や既立地企業のフォローアップをするための経費でございます。

(2)の企業誘致連絡協議会負担金300万円は、誘致企業を中心としまして、行政、産業支援機関等で構成される協議会の負担金でございます。

(3)の企業立地促進資金融資事業でございますが、3億257万円余でございますが、これは、県内に事業所等を新設、増設される誘

致企業等に対しまして、投資を促進するために資金を融資するものでございます。

(4)の企業立地促進費補助でございますが、26億2,332万円を計上しております。

これは、誘致企業が事業所の新設、増設によりまして一定規模以上の雇用増と設備投資を行った場合に、その実績に応じて補助するものでございます。来年40件程度を見込んでおります。

次、(5)の大型企業等立地推進事業593万円余でございますが、本県への立地を検討している誘致対象企業に、用水や地耐力など、いわゆるボーリングデータなんですけれども、土地に関する基礎データを提供するための調査に要する経費でございます。

81ページをお願いします。

(6)の創造的企業誘致推進事業856万円余でございますが、研究開発企業等の誘致や東京、名古屋でのトップセミナー開催等の経費でございます。

(7)の戦略的ポートセールス推進事業でございます。5,380万円でございますが、定期コンテナ航路の増便や新規就航などを行った船会社への助成や、アジアでのポートセミナーの開催など、熊本港及び八代港のポートセールスを戦略的に推進していくための経費でございます。

(8)の国際コンテナ利用拡大助成事業でございます。1億737万円余を見込んでおります。熊本港及び八代港を利用する荷主企業に助成を行い、利用拡大を図るための経費でございます。

フードバレー推進関係でございますけれども、515万円余は、県南地域に食品関連産業等を誘致するための経費でございます。

最下段の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計繰出金でございますが、2,507万円余は一般会計から内陸型工業団地への繰出金でございます。

以上、一般会計で総額34億5,661万円余を

計上しております。

続きまして、82ページをお願いします。

債務負担行為の設定でございます。

これは、企業立地促進補助金の年度間の支払いを平準化するために、補助金の分割交付を実施することに伴いまして、平成27年度から30年度までに20億3,000万の債務負担をお願いするものでございます。

続きまして、83ページをお願いします。

港湾整備事業特別会計422万円余でございますけれども、これは、ポートセールス推進を図るために、熊本港、八代港の利用促進をするための活動費及びそれぞれの協議会運営に要する経費でございます。

84ページをお願いします。

臨海工業用地造成事業特別会計でございます。

説明欄をごらんください。

上の八代臨海工業用地と下段の有明臨海工業用地、599万、79万円余は、それぞれの団地に係る除草等の管理経費でございます。

説明欄(2)の企業立地関連基盤整備事業費補助でございます。

1,500万につきましては、企業立地に関連する基盤整備を行う市町村に対する補助でございます。昨年度に引き続き有明臨海工業用地で行う排水路改良事業工事に対して補助するものでございます。

説明欄(3)の臨海工業用地290万円余と熊本港臨海用地造成649万円余は、有明臨海と熊本臨海の分譲促進に要する経費でございます。

以上、臨海特別会計で総額3,118万円余を計上しております。

85ページをお願いします。

85ページと次ページの86ページのセミコンテクノパーク建設事業につきましては、内陸工業団地の用地分譲の促進に要する経費及びテクノ・リサーチパークや菊池テクノパークなどの管理費でございます。

86ページの2段目の工業団地施設整備事業500万でございますが、県南地域の市町村が行う工業団地整備を支援するための調査経費でございます。

次の元金と利子でございますが、臨空テクノパークと今年度整備を終えました菊池テクノパークの建設に係る起債償還に関する経費でございます。

最後の87ページをお願いします。

87ページの最下段の一般会計繰出金でございますが、1,713万円余は、城南工業団地及び白岩産業団地に係る一般会計貸し付けの償還のための繰出金でございます。

以上、高度特別会計総額で1億5,988万円余を計上しております。

企業立地課としまして、一般会計、特別会計を合わせまして36億5,191万円を計上しております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○渡辺観光課長 観光課でございます。

88ページをお願いいたします。

左上、観光費として、4億6,850万円余を計上させていただいております。

右の説明欄をごらんください。主なものについて説明させていただきます。

まず、2の観光客誘致対策費として、2億7,684万円余を計上させていただいております。

主なものについては、89ページをお願いいたします。

(9)のようこそくまもと観光立県推進計画展開事業として、2億2,910万円を計上させていただいております。

本事業は、ようこそくまもと観光立県推進計画に基づきまして、九州新幹線全線開業効果を定着させ、県計画に掲げてございます目標を達成するための国内外向けのプロモーション活動や九州観光の拠点化を目指した取り

組みに要する経費でございます。

主なものとしたしましては、まず、国内から誘客する事業として、交通事業者や旅行会社等のタイアップによるキャンペーン等の経費を1億円、海外からの誘客事業として、韓国、台湾などの東アジアに加え、シンガポール、タイなどの東南アジアをターゲットとしたプロモーション活動や旅行商品の開発、外国語観光サイトによる情報発信などの経費4,351万円余でございます。

次に、(10)のMICE等誘致促進事業として2,554万円を計上させていただいております。

本事業は、県内で開催されますスポーツイベントや大型コンサート、本県を舞台とした映画等の制作に対し助成を行う経費でございます。

また、新規でございますけれども、(11)2019女子世界ハンドボール選手権大会支援事業として155万円余を計上させていただいております。

90ページをお願いいたします。

3、観光基本計画促進費として、3,012万円余を計上させていただいております。

主なものとしたしまして、(2)の観光統計動態調査として525万円余を計上させていただいております。これは、観光統計調査に必要な基礎データの収集及び調査に要する経費でございます。

(4)の野外コンサート施設運営事業として1,815万円余を計上させていただいております。

これは、熊本県野外劇場、アスペクタの管理運営に要する経費でございます。

4番の観光施設整備事業費として1,359万円余を計上させていただいております。

これは、県内の観光地へ誘導する観光案内標識や観光地を説明する観光案内板等の整備に要する経費でございます。

以上、観光課といたしましては、4億6,85

0万円余を計上させていただいております。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○磯田国際課長 国際課でございます。

資料91ページをお願いいたします。

まず、2段目の諸費につきましては、1億4,452万円余の予算を計上しております。

主なものとしましては、一番右の説明欄3の国際交流推進費として5,217万円余を計上しております。

その内訳は、(1)姉妹友好交流事業として、本県と姉妹友好を提携しております3地域との友好交流に要する経費を1,138万円余、次いで92ページに移りまして、一番上、(3)国際交流活性化推進事業として、英語、中国語、韓国語及びスペイン語通訳等に要する経費1,190万円余、(4)国際交流海外派遣事業として、忠清南道や自治体国際化協会シンガポール事務所への職員派遣に要する経費1,228万円余などとなっております。

また、説明欄4の旅券発給事務費では、(2)一般旅券の発給事務費として、旅券の審査や作成事務の委託や旅券を市町村に移送する経費として3,222万円余を計上しております。

続きまして、93ページ下のほう、商業総務費をごらんください。

商業総務費として、9,642万円余を計上しております。

主なものとしては、次ページの94ページをごらんくださいませ。

94ページの一番上、(3)中国経済交流促進事業として、中国・広西でのASEAN博出展や県産品の販路拡大活動等に要する経費を1,599万円余、(4)海外拠点運営事業として、熊本上海事務所及び熊本広西館の運営に要する経費を3,929万円余、(5)海外ビジネス支援アドバイザー運営事業として、ビジネスアドバイザーやスポットアドバイザーによる県内

企業の海外展開支援に要する経費を1,205万円余など計上しております。

また、新規事業として、(6)台湾・アセアン・香港経済交流事業1,212万円余、(7)海外ビジネスチャレンジ研修支援事業174万円余を新たに計上しております。

(6)の台湾・アセアン・香港経済交流事業では、市場として有望なASEAN諸国を対象に、知事のトップセールスを行うほか、昨年9月に、国際交流覚書を締結した高雄市を初めとする台湾、ASEAN諸国、香港における現地百貨店での熊本フェア支援など、県産品の販路拡大を展開するために要する経費を計上しております。

また、(7)の海外ビジネスチャレンジ研修支援事業では、海外展開を進めようとする県内中小企業等が、若手社員向けに海外での2週間程度の研修を行おうとする場合に、その渡航費や宿泊費用の一部を支援するために要する経費として計上しております。

以上、国際課合計3億5,389万円余を計上しております。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○成尾くまもとブランド推進課長 くまもとブランド推進課でございます。

説明資料の95ページをお願いいたします。

まず、計画調査費でございますが、5,131万円余を計上しております。

右側の説明欄をお願いいたします。

開発促進費といたしまして、くまモンのイラスト等の利用許諾業務の委託に要する経費、それから、くまモンを活用いたしました県内のプロモーションやソーシャルネットワークサービスを活用いたしました情報発信の費用等を計上しているものでございます。

次に、商業総務費4億3,265万円余でございます。

これは、県産品の販路拡大やプロモーション

ン、伝統工芸産業の振興を行う経費でございますが、主なものを御説明いたします。

資料右側でございますが、2、物産振興費でございますが、この中の(3)物産展示場の運営事業につきましては、桜町のNTTにございます熊本県物産館の賃料等の負担金でございます。

次に、96ページをお願いいたします。

(6)でございますが、県産品販路拡大強化支援事業につきましては、県産品の販路拡大に向けました東京、大阪、福岡等での大都市圏でのPRやブランド力向上に取り組みます経費を計上しているものでございます。

また、次の(7)のくまもとプロモーション推進事業、それから97ページに飛びますが、(10)のくまモン隊管理運営事業につきましては、首都圏、関西及び福岡地域におけますくまモンを活用いたしました熊本のプロモーション、それから、県内を含めましたくまモン隊の活動に要する経費を計上しているものでございます。

次に、(11)でございますが、観光物産交流スクエア管理運営事業につきましては、昨年7月にオープンいたしましたくまモンスクエアの指定管理委託に要する経費でございます。

次に、3番目の伝統工芸振興費を説明いたします。

(1)から98ページの(3)まででございますけれども、熊本県伝統工芸館の管理運営費や、伝統的工芸品として国の指定を受けました団体におけます意匠開発等に対する助成等を計上しているものでございます。

次に、同じく98ページ、工鉱業総務費1億3,349万円余でございますけれども、こちらは、産業展示場施設関連事業費といたしまして、グランメッセの機能充実のための改修に要する経費といたしまして、一部崩落が見られました天井の改修ですとか、トイレの洋式化に要する経費でございます。

最後に、工鉱業振興費でございます。534万円余を計上しております。

こちらにも産業展示場グランメッセの施設の修繕や指定管理に対する管理状況の確認などに要する経費ということで、既に15年たっておりますものですから、予約システムのサーバーあたりの更新等に要する経費を計上させていただいております。

以上、くまもとブランド推進課といたしましては、平成26年度当初予算6億2,281万8,000円をお願いしているところでございます。御審議よろしくをお願いいたします。

以上です。

○浦田祐三子委員長 それでは次に、企業局長から総括説明を行い、続いて関係課長から説明をお願いします。

○河野企業局長 企業局でございます。

議案の説明に先立ちまして、企業局が所管する3事業の最近の経営状況につきまして御報告を申し上げます。

まず、電気事業の荒瀬ダム撤去事業でございますが、さきの委員会の報告のとおり、今年度、右岸の門柱部を無事発破により倒壊させ撤去することができました。

平成26年度は、ダムの基礎部分の解体撤去を実施いたしまして、一部ではありますが、ダム建設前の川の流れが復元される予定でございます。

引き続き、安全や環境に最大限配慮いたしまして、工事を着実に進めてまいります。

一方、主力発電所であります市房、緑川の4つの発電所におきましては、老朽化が進んでおりまして、その対策として、今回、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度を活用して、安定的な収益を確保しながら、施設、設備の全面更新を進めたいと考えております。これにより、国が推進する電力の自由化への備えも可能となると考えております。

次に、工業用水道事業のうち、有明工業用水道事業につきましては、引き続き厳しい経営が続いていくと見込んでおります。そういう中で、施設の老朽化は避けられず、昨年度から設備関係の更新を始めております。

約2万トンの未利用水の対策につきましては、企業誘致活動を継続いたしますとともに、少しでも地域の企業等に利用いただけるよう営業活動を続けてまいります。

最後に、有料駐車場事業ですが、昨年度から駐車台数が上向きとなっております、今年度は、前年度比で10%程度の増となる見込みでございます。

先日の熊本城マラソンでは、スタート前から1階部分を選手に開放いたしまして、大変好評を得たと同時に宣伝効果も大きかったと感じております。

来年度も、黒字経営を見込んでおりますが、さらに多くの人々に利用していただけるよう努めてまいります。

それでは、平成26年度予算案の概要について御説明を申し上げます。

今回提案しております議案は、予算関係3件でございます。

説明資料の106ページをお願いいたします。

前回の委員会で御報告いたしましたとおり、平成26年度から、新しい会計基準により予算書を作成しております。

その結果、このページの収益的収支におきまして、前年度、これは括弧書きになりますが、これと比べると数字の差が見られます。これは会計処理の変更に伴うものでありまして、後ほど御説明を申し上げます。

数字でございますが、まず、電気事業の収益的収支につきましては、収入として16億4,300万円余、また、支出は、荒瀬ダム関連費を含めまして18億200万円余を見込んでおります。よって、収支につきましては1億5,900万円余の損失となる見込みであります。

次に、工業用水道事業の収益的収支につきましては、有明、八代及び苓北の3工業用水道で、収入として11億3,500万円余、また、支出は12億600万円余となり、収支は7,000万円余の損失となる見込みであります。

最後に、有料駐車場事業の収益的収支につきましては、収入として1億4,600万円余、また、支出は9,600万円余となりまして、収支は5,000万円余の利益を見込んでおります。

そのほか、市房、緑川発電所の設備更新に係る債務負担行為の設定をお願いしております。

詳細につきましては、次長から説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○古里企業局次長 それでは、引き続き、資料の107ページをお願いしたいと思います。

電気事業会計に关します収益的収支でございます。

上の収入の本年度予算額(A)のところでございます。

収入は、16億4,300万円余でございます。内訳は、右の説明欄でございますが、主として、1の電気料金収入、それから、さらに先議の中で御報告いたしました3の新しい会計基準の移行に伴います長期前受金の戻入でございます。

収入のうち、新しい会計基準移行に伴う影響額は1億1,900万円余となっております。この長期前受金戻入は、工業用水、駐車場でも同じように計上をしているところでございます。

下の支出のところでございます。総額で18億200万円余でございます。

説明欄にありますとおり、職員給与、発電所の維持運営に関する費用などのほか、荒瀬ダムに関する費用を計上しております。

6の荒瀬ダム関連費2億1,700万円余でございますが、次のページにあります投資的経費、直接撤去工事に関する経費以外のものを、ここに消費的経費として計上しております。

内訳としましては、(1)の撤去事業の関連としてでございますが、以下ポツのようになりますが、藤本発電所の連絡線、送電線や電話線等の撤去費でございます。あと、技術検証等の委託やフォローアップ専門委員会等の会議経費として2,700万円余りを計上しております。

次に、(2)の維持管理費として2,300万円余り、さらに、(4)でございますが、ゲートなどの売却に伴います固定資産除却損1億6,600万円余でございます。

一番下にあります損益としましては、1億5,900万円余の損失となると見込んでおります。荒瀬ダムに関する費用を含めた損失でございます。荒瀬ダムを除いた電気事業につきましては、5,800万円余の利益を見込んでいるところでございます。

108ページをお願いいたします。

資本的支出でございます。

まず、建設改良費関係でございます。右の欄をお願いしたいと思います。

荒瀬ダム関連工事として、6億4,700万円余を計上しております。内訳は、ダム本体等の撤去工事以下、記載のと通りの工事の内容でございます。

次に、荒瀬ダムを除きます発電所における主な建設改良としまして、2の建設改良工事というふうに記載をしております。

主力発電所でございます市房第一、第二、緑川第一、第二の4発電所につきまして、水中発電機や監視制御装置などの主要な発電設備の全面更新を計画しております。26年度と27年度に設計を行い、28年度から32年にかけて、設備の工場製作や現場での据えつけを行うこととしております。

26年度におきましては、実施設計の費用を計上しております。後ほどあわせて債務負担行為の設定についてもお願いすることとしております。

以下、次のポツのところでございますが、発電総合管理所の集中監視制御システムの更新、これに2億2,200万円余り、さらに緑川第一発電所のエレベーターの取りかえなどに1億2,600万円余りでございます。

これら建設改良費、次の企業債の元金償還金、他会計への繰出金など、資本的支出の合計で、左の一番下のところでございますが、15億2,200万円余を計上しているところでございます。

次に、109ページをお願いします。

工業用水関係の収益的収支でございます。

収入は、11億3,500万円余でございます。右の説明欄でございますが、1は、3工水の給水収益、2は、施設を共有しております福岡県などからの受託管理の収益でございます。3は、一般会計からの補助金、さらに5としまして、先ほどから申しております新しい会計基準移行に伴います長期前受金の戻入3億1,800万円余でございます。

収入の中ほどの本年度と前年度の比較増減(A)－(B)でございますが、これを見ていただきますと、3億3,400万円余となっております。増の要因が、新しい会計基準の移行に伴うものであるということが御理解いただけたと思います。

下の支出は、12億600万円余でございます。その内訳は、説明欄にありますとおり、職員給与、維持運営費、減価償却費などでございます。

さらに、一番下の損益のところを見ていただきますと、今年度は7,000万円余の損失となっております。1億6,000万円以上の改善をしておりますが、これは先ほどから申し上げている新しい会計基準移行に伴うものでございます。

110ページをお願いいたします。

資本的支出でございます。

建設改良は、苓北工業用水のポンプ場の無停電電源装置の取りかえなどでございますが、有明工業用水の設備更新や八代の耐震化工事を先に先議のところで議決いただきました。そのため、これらを経済対策に前倒しましたことにより、昨年と比べまして大きく減少しております。また、企業債償還につきましても、苓北工業用水の建設時の企業債償還が終了しましたことで大きく減少しております。これらの資本的支出の合計で7億9,400万円余を計上しております。

111ページでございます。

駐車場の収益的収支でございます。

収入は、1億4,600万余りとなっております。説明欄にありますとおり、主なものは料金収入の1億2,200万余りなどでございます。支出は9,600万円余で、職員給与、維持運営費、減価償却費などでございます。損益としましては、5,000万円余の利益を見込んでいます。

次に、下の資本的支出でございます。

建設改良は、駐車場の管理事務所の空調などの取りかえとして90万円余を計上しております。

112ページをお願いいたします。

先ほど御説明いたしました発電設備更新の実施設計について、2年間で6,400万円余の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

企業局は以上でございます。

○浦田祐三子委員長 それでは次に、労働委員会事務局長から説明をお願いします。

○西岡労働委員会事務局長 労働委員会事務局でございます。

26年度当初予算について御説明いたします。

説明資料の113ページをお願いいたします。

当委員会の予算は、委員会費と事務局費で構成されております。

まず、委員会費についてですが、右説明欄の委員報酬は、委員15名の報酬として2,681万円余を計上しております。

次に、事務局費でございますが、事務局職員8名に係る職員給与費が7,292万円余及び労使紛争の審査、調整、あっせん等を行うための運営費として547万円余を計上させていただいております。

以上によりまして、当委員会の予算総額は1億521万円余となっております。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○浦田祐三子委員長 以上で商工観光労働部、企業局及び労働委員会の説明が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○磯田毅委員 81ページの戦略的ポートセールス推進事業の中で、5,300万ほどのあれが入ってますけれども、熊本港と八代港のコンテナの予想本数といいますか、補助する予想本数というのはどれぐらいになりますか。

○寺野企業立地課長 7番は、船会社に補助するやつでございまして、先生がおっしゃったのは8番かと思えますけれども、2対3で、熊本が2で、八代が3ぐらいの見込みで、4,000万と6,000万ぐらいでございます。

○磯田毅委員 大体何トンぐらい。

○寺野企業立地課長 ちょっとお待ちください——失礼しました。

熊本が9,000強ですね。八代が1万7,000強を見込んでおります。今年度の実績等を見ながら、昨年度よりも少し伸ばしております。

○磯田毅委員 はい、わかりました。

○浦田祐三子委員長 よろしいですか。ほかに質疑は。

○小早川宗弘委員 85ページです。企業立地課ですけれども、説明欄の大きい2番、管理費と書いてあります。

テクノ・リサーチパークの管理に要する費用というふうなことで、このテクノ・リサーチパークは、益城の第2空港線の近くの、もう20何年も前に建てられた……（「そうです」と呼ぶ者あり）ここは、県が管理なんですか。くまもと産業支援財団というところもあると思うんですけれども、その辺をちょっと聞かせてください。

○寺野企業立地課長 ここで掲げていますのは、あと3筆ほど未分譲地がございまして、それに除草費等の経費を上げております。全体ののり面ですが、調整池は益城町のほうで管理していただいております。

○小早川宗弘委員 何年前だったか、2～3年前だったかな、ちょっと久しぶりにテクノ・リサーチパークに行ったんですけれども、結構道路とか傷んどってから、余り樹木も何か整備されとらぬような感じで、施設自体もかなり何か老朽化しとったなというイメージが強かったです。それは私のただ単に見た目だったかもしれぬですけれども、今後、このテクノ・リサーチパーク、あと、ルネサスというところも、ここは撤退するという形で、大分空き地が出てくるとじゃなかろうかなというふうに思いますけれども、今後の跡地利用というか、分譲の方向性とか、その辺は何か考えはありますか。

○寺野企業立地課長 おっしゃったように、

ルネサステクノロジーさん、コンピューターの設計会社、今年3月末で撤退されますけれども、これについては、建物について、ルネサスさんが今どうされるのかということで、地元経済貢献できるような使い方をしてくれというお願いをしております。

あわせて、この建物について、利用できる企業はないかというようなものを企業にお話ししておりますし、あと、残った3筆につきましても、テクノ・リサーチはもともとは研究関係だったんですけれども、その類似の施設はないかということで、地元益城町とも一緒に企業訪問等で声をかけているところでございます。

○小早川宗弘委員 じゃあ、ルネサス以外にも、3筆のそれぞれある程度規模のある敷地が残っているということで、それはもう随分前からずっと残っているということですか。

○寺野企業立地課長 おっしゃるとおりでございます。

○小早川宗弘委員 それに対して何か……。

○寺野企業立地課長 3筆につきましては、もう10数年残っておりまして、一部利用を検討する企業もあったんですけれども、リーマン・ショック等で頓挫しまして、また新たな企業についてはオファーをかけているところでございます。

○小早川宗弘委員 もうかなりこれ、多分平成元年ぐらいにできて、細川知事のときに、その当時は、結構全国的にも注目されて、頭脳何とか集積立地法だったかな、そういう法律に基づいて、地域振興のためにというふうなことで建てられて、非常に話題があった施設かなと思いますけれども、もう何かあの施設の状態というか、かなり古くなって老朽化

しておるといふようなことも少し出てきて、まだまだ空き地もあるというふうなことで、そういう、昔、工業団地も幾つかあるかもしれませんが、やっぱり再生計画とか、あるいは事業計画というのを、もっとしっかりつくっていただきたいなというふうに要望したいと思います。

以上です。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 なければ、これで商工観光労働部、企業局及び労働委員会の質疑を終了いたします。

それでは、付託議案の採決に伴い、環境生活部が入室するため、ここで約10分間、2時半まで休憩といたします。再開は、2時半からといたします。

午後2時22分休憩

午後2時30分開議

○浦田祐三子委員長 時間となりましたので、委員会を再開したいと思います。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第41号、第42号、第46号、第47号、第53号、第54号、第57号から第59号まで、第79号から第84号までについて、一括して採決をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外14件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外14件につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、継続審査となっております請願を議

題として、これについて審査を行います。

それでは、請第34号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○出田政策審議監 請第34号について御説明申し上げます。

請願の趣旨は、近年の急激な燃油の高騰が牛深地域の水産加工業経営に深刻な影響を与えており、第1に、燃料価格高騰に対する補填等の支援措置を求めるもの、第2に、加工における燃費効率化のための産学官連携による調査研究を求めるものでございます。

本請願に係る環境の変化、すなわち燃料価格の動向については、大きく状況は変わっておりません。相変わらず高どまり、あるいはわずかに上昇しているという状況でございます。

また、前回の本委員会での審議の後、国を含めて水産加工業に対する支援制度の変更はございません。

なお、牛深地域の水産加工業については、産業支援課及びエネルギー政策課等において、実地の調査及び省エネルギーセミナーの開催等を通じ、水産加工業における燃費効率向上のための取り組みを支援しているところでございます。

説明は以上でございます。

○浦田祐三子委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

○西岡勝成委員 エネルギー政策課、産業支援課、それぞれ御支援をいただいて、調査していただいておりますけれども、1点。

現場へ行かれて、どういうところに、まだ改革していく、エネルギー消費を少なくしていくための対策というのは、可能性はあるんですかね。

○山下エネルギー政策課長 去る2月25日

に、私ども現場に行きまして、国の関係団体であります一般財団法人、省エネルギーセンターの方に、実際の現場の省エネ診断を専門的な立場からやっていただきまして、いわゆる製品の置き場所でありますとか、その製品を置く場所の広さ、それに対する空調の効率、いろんな角度から検討していただきました。

実際いろんな課題が見えてきまして、以前パーティーがあったところごとられておりまして、パーティーをやると、もっとエネルギー効率が高まっていわゆる電気代の節減ができるとか、いろんな、具体的に現場におきまして提案をさせていただきました。

アンケート調査もさせていただきましたが、現場の方々も非常に喜ばれまして、専門家の診断を得ると非常に役に立つということで、私どもも、まだ御希望がありましたら、さらに現場に赴きまして、いろんな観点で御提案をさせていただきますという話をさせていただきました。

それと、県のほうでも、中小企業向けの省エネの補助事業を実施しておりますので、ぜひ御活用していただけたらいかでしようかという提案もさせていただきましたので、今後、現場の関係者ともいろいろ意思疎通をしまして、省エネの観点から、この燃油高騰に対しての御支援ができればというふうに考えております。

○西岡勝成委員 引き続きよろしく願いをいたしておきます。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第34号については、いかがいたしましよ

うか。

（「継続」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 継続という意見がありますので、継続についてお諮りいたします。

請第34号を継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 御異議なしと認めます。よって、請第34号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 御異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、報告事項に入ります。

報告の申し出が、環境生活部から2件、商工観光労働部から2件あっております。

まず、説明を受けた後に質疑を受けたいと思います。

それでは、報告事項1について、環境政策課から説明をお願いします。

○宮尾環境政策課長 環境政策課でございます。

お手元に、水俣条約外交会議の報告書を配付させていただいております。青いものがございますが、少し詳しく目のものをつくらせていただいております。

委員長、副委員長初め、委員の皆様方には、御参加あるいは御協力いただきまして、本当にありがとうございました。

今後とも、水俣病関係の情報発信を初め、水銀フリーの取り組みに努めるとともに、今回得ました国際会議などの対応ノウハウにつきまして広く共有化いたしまして、今後活用していきたいと思っております。

今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。

以上でございます。

○浦田祐三子委員長 それでは、報告事項2について、水俣病審査課及び水俣病保健課から説明をお願いします。

○中山水俣病審査課長 水俣病審査課です。

横長の報告資料をお願いいたします。報告資料を1枚めくっていただき、1ページからお願いします。

水俣病対策の状況について、1月の本委員会で御報告した後の状況につきまして御報告させていただきます。

まず、1の主な経緯ですが、2月5日、公健法の認定申請をされている方から、国、県に対して認定基準に関する通知文書の授受の差しとめを求める訴訟及び仮処分の申し立てがなされました。これは、要するに、後ほど御説明します総合的検討に関する通知について、国は出してはならない、県は受け取ってはならないということを求める裁判です。

これにつきましては、今回の委員会資料の作成には間に合いませんでしたので、資料には、済みません、記載されておりませんが、先週の金曜日、3月7日に、東京地方裁判所のほうから、通知の発出は裁判の対象となる処分当たらないとして、仮の差しとめ申し立てを却下するとの決定がなされております。

次に、資料に戻りまして、2月19日、北川環境副大臣が来熊し、知事との会談が行われました。このときの模様につきましては、去る2月20日、本委員会の先議分における審議の際に御報告させていただいておりますので、説明は省略させていただきます。

次に、2、最高裁判決以降の国、県の動きにつきましても、内容としては既に御報告させていただいているところですので、割愛を

させていただきます。

3、認定業務の状況についてです。

(1)の認定申請の状況について、1月31日現在の認定申請件数は517件となっております。これも、昨日2月末時点での件数が出ましたので、口頭で恐縮ですが、御報告申し上げます。2月末ですと、560件となっております。

次に、資料の2ページをお願いいたします。

4の裁判の状況です。

水俣病被害者互助会訴訟及びノーモア・ミナマタの2次訴訟が提起されており、うち互助会訴訟につきましては、3月24日に判決が予定されております。

また、先ほど申し上げましたように、2月5日に、通知文書の授受差しとめの訴訟が提起されております。

次に、先週の金曜日、3月7日に、環境省から発出されました総合的検討に係る通知文の概要について御説明させていただきます。

恐れ入りますが、資料は「別冊：水俣病関係」、今度は縦長の資料でございます。「別冊：水俣病関係」と書かれたものをお願いいたします。

資料を1枚めくっていただき、1ページをお願いします。

表題「公害健康被害の補償等に関する法律に基づく水俣病の認定における総合的検討について」（通知）の概要」ということです。

環境省からの通知文書そのものは、資料の7ページ以降におつけしておりますが、説明は、この概要をもって行わせていただきます。

また、この概要につきましては、通知文の内容をできるだけわかりやすく説明するために、言葉の表現を一部変えているところもありますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

それでは、資料に沿って、少々お時間をい

ただくこととなりますが、できるだけ簡潔に御説明申し上げたいと思います。

まず、1の環境省が通知発出に至った背景についてです。

公健法に基づく水俣病の認定に当たり、平成25年4月16日の最高裁判決において、総合的検討の重要性が指摘されました。

これを受けて、県としては、国に対し、52年判断条件でも定めている総合的検討をどのように行うかについて整理する必要があると説き、その検討を行うよう要請しました。言いかえますと、52年判断条件にも総合的検討はうたわれていますが、具体的には記述されていないため、その検討を要請したものでございます。

③です。これを受けて、環境省は検討を開始しました。

次に、2、検討に当たっての県としてのかわりですが、環境省に対して、総合的検討のあり方を整理するに当たっては、最高裁判決を最大限尊重する必要があると申し入れを行いました。

また、②ですが、認定業務の実務を担う立場から、環境省にこれまでの認定事例について情報提供を行うとともに、次のとおり要望等を行ったというところです。

次に、環境省に対する要望等について掲げております。いずれの場合も、知事が環境省に出向いて行ったところです。詳細は省略いたします。

次のページをお願いいたします。今回の通知の概略についてです。

参考図とございます。ここで、まず、全体の構成をイメージしていただきたいと思います。

まず、左のところ、ばく露というところがあります。

これは、下のほうにも米印で書いておりますが、ばく露とは、有機水銀に汚染された魚介類を摂取したこと、すなわち汚染された魚

を食べたということでございます。

これをどうやって確認するか。四角形の上に矢印がある箱が、その下にありますけれども、体内の有機水銀濃度、これは毛髪やへその緒の水銀値のデータが残っているかどうかということになりますが、（把握できる場合）とあります。データが残っていれば、有用でありますけれども、なければならぬということではございません。

次に、居住歴、水俣病発生地域にお住まいであったかどうか。それから、家族歴、同居をしていた御家族に認定患者の方がおられるかどうか。次に、職業歴、漁業など魚を食べることが比較的多い職業に従事されていたかどうか。このような項目によって、ばく露を確認するということになります。

次に、右のほう、症候という丸のところがあります。

これも四角い形の上に矢印がある箱がありますが、水俣病にみられる症候の有無、それから、水俣病にみられる症候としての特徴の有無により確認とあります。

恐れ入りますが、6ページをお願いいたします。少し飛びますが、6ページをお願いいたします。

これは、別紙として、52年判断条件臨床症候組み合わせ表と、これは本日の説明の便宜のためにつくらせていただきました。

52年判断条件の組み合わせというところで、右のほうに、①感覚障害、②運動失調以下あります。ここの①から⑥中枢性障害の耳鼻科、この①から⑥までである症候が、主に水俣病に見られる症候と言われております。

そして、左側ですが、片仮名のア、イ、ウ、エとあります。アの行、イの行、ウの行と、それぞれ行の丸、三角ありますが、これの組み合わせがあるという場合は、下に書いてますが、認定ということになります。

②上記組み合わせがない場合、これが総合的検討で判断、今回の通知ということになる

わけです。

次、下の段、米印で感覚障害のイメージ、四肢末端優位の感覚障害とあります。

これは、両手両足の末端に行くにしたがって感覚障害、さわってもわからない、痛さを感じないが強く出てくるもの、これが水俣病に見られる感覚障害の特徴の一つということになっております。

恐れ入ります。2ページにまたお戻りください。

このような水俣病に見られる症候、それから、その特徴を確認するということになります。

そして、真ん中のところ、因果関係というのが絵の中にあります。

これは、ばく露という原因があつて症候という結果が生じたと言えるかどうかということになるわけですが、四角囲みのところ、ばく露時期と発症時期の関係とあります。汚染された魚を食べて、すぐに症状があらわれたのか、長い時間たってあらわれたのか。あるいは、他原因との比較評価とあります。水俣病に見られる症候は、水俣病だけに見られるものではなくて、例えば感覚障害などは糖尿病などからも生じるというふうに言われております。そのようなほかの原因が影響していないかどうかを確認するというところでございます。

そして、下のところ、総合的検討と書いてありますが、これらばく露、症候、因果関係を総合的に検討して、水俣病かどうかを判断するということになります。

以上、この参考図で御説明したイメージを踏まえて、次の(1)「総合的検討」の趣旨及び必要性から順に、文章を読む形で恐縮ですが、進めさせていただきます。

まず、①水俣病に見られる症候、症状と医学的所見、これは、症状というのは、本人の自覚的症状、それから、医学的所見というのは、医者の方の所見ということになります。これ

らは、それぞれ単独では一般的に特異的ではないと考えられ——ちょっとわかりにくいんですが、言いかえますと、一つ一つの症候は、水俣病だけに見られるものではないと考えられる。したがって、次行きます、一つの症候が見られることのみで水俣病である蓋然性、確からしさが高いと判断するのは困難である。

次のページをお願いします。

そこで、②ですが、52年判断条件では、水俣病を発症するに至る程度の有機水銀に対するばく露、有機水銀に汚染された魚介類を摂取していたことが確認され、かつ症候の組み合わせ——別紙参照とあるのは、先ほど6ページの表です。が認められる場合には、個々の具体的な症候と原因物質、有機水銀との間の個別的な因果関係の有無についての検討を行うことなく水俣病と認められるとしている。書いてございませぬが、最高裁判決は、先ほどの組み合わせが認められるケースについては、因果関係が推認するというふうに述べております。

次に、③ですが、症候の組み合わせが認められない場合は、申請者の有機水銀に対するばく露及び申請者の症候並びに両者の個別的な因果関係を総合的に検討することにより水俣病と認定しうる。先ほどの参考図のイメージのとおりでございます。

次の(2)以下は、ばく露、症候、因果関係について詳しく述べているところです。

(2)の申請者の有機水銀に対するばく露。

申請者のばく露時期、食生活及び魚介類の入手方法と、以下の①から④、①は把握できる場合のみ、に掲げる事項を総合的に勘案する。

①申請者の体内の有機水銀濃度、②申請者の居住歴、③申請者の家族歴、④申請者の職業歴。

次に、(3)申請者の症候についてですが、52年判断条件に列挙された症候が認められる

か、また、当該症候が水俣病に見られる症候としての特徴を備えているかを確認するということで、下の米印、症候としての特徴に係る例として、先ほどの四肢末端優位の感覚障害を挙げておるところでございます。

次ページをお願いします。

(4)ばく露と症候の因果関係。

以下の①及び②の観点から確認した上で、ばく露の側面からの蓋然性、程度や確からしさと症候の側面からの蓋然性をあわせて総合的に検討する。

①申請者のばく露時期と発症時期の関係、発症時期がばく露後1年以内程度であれば、因果関係が認められる蓋然性は高いと判断して差し支えないと通知は述べています。

一方、ばく露が停止してから症状が把握されるまで数年を超えない範囲でさらに長期間を要した臨床例が報告されていることにも留意して検討することが必要であると、同時に通知に述べております。

②他原因との比較評価ですが、申請者の症候が、有機水銀に対するばく露に起因するものか、水俣病以外の疾患等によるものかを比較考慮して評価すると述べています。

(5)総合的検討における資料の確認のあり方です。

①症候については、主治医の診断書及び公的健診の結果により確認する。ばく露状況と因果関係についても、できる限り客観的資料により裏づけされることが必要である。

ここを解説しますが、ただ、時間の経過によって資料がそろわないケースもあります。資料がないから直ちに認めないということではないと思います。県としては、どのようなものがあれば判断に活用できるか、国とも協議していきたいと思っております。

次、②です。

審査に必要な健診が未了のまま申請者が死亡し、解剖も実施されなかった場合、申請書に添付された診断書を作成した医師が所属す

る医療機関及び受診歴のある医療機関から診療録等の提供を受けて、より慎重に総合的検討を行う。

これはちょっとわかりにくいですが、平たく言うと、公的な健診が全部済まないうちに亡くなられた方については、生前にかかっておられた病院などからカルテ等の提供をいただいて、総合的に検討していくというものでございます。

次ページをお願いします。

4、今後の対応。

県としてですが、①環境省と国の不服審査会における考え方が整理されたと判断できるかどうかにつきましては、今回の通知に基づいた臨水審での審査の結果と、現在国の不服審査会に審査請求されている事案に対する国の不服審査会の裁決の内容を見きわめる。つまり、臨水審の判断と不服審査会の判断の状況を見てまいりたいということでございます。

②ただ、認定審査業務を遂行する責任は県としてもありますので、いつでも審査できるよう、疫学調査や健診等、必要な準備は行ってまいりたいと考えております。

なお、この概要の資料には記載しておりませんが、今回の通知の中で、留意事項として、過去に行った処分については再度審査する必要はないこと、また、今後、この通知の解釈に疑義が生じた場合には、適宜環境省に照会されたいということが記述されているところです。

以上、説明が長くなってしまい恐縮ですが、水俣病審査課は以上でございます。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

恐縮でございますが、再度A4横長の「委員会報告事項」と記載されております資料のほうをお願い申し上げます。

2ページでございます。

5の特措法による救済についてでございます。

(1)の申請者数4万2,961人及び下の表の内訳につきましては、前回の委員会から変更ございませんので、説明を省略させていただきます。

県といたしましては、対象者の確定に向けて最大限の努力を行いますとともに、窓口での対応やフォローアップ事業に取り組んでまいります。

保健課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○浦田祐三子委員長 それでは、報告事項3について、観光課から説明をお願いします。

○渡辺観光課長 資料は、報告事項の下に商工観光労働部と書いてございます縦長の2枚紙の資料です。1枚おめくりください。

熊本県2020東京オリンピック・パラリンピックキャンプ誘致等推進本部(仮称)の設置ということで、先般、本会議の質問で、知事が、今月中に庁内組織を立ち上げるということで申し上げました。その内容について御説明いたしたいと思います。

まず1番、設置の目的でございます。

丸が3つ書いてございますが、その一番上でございますけれども、東京オリンピック・パラリンピックにつきましては、選手初め多くの外国人観光客が日本・熊本を訪れるビッグチャンスであると。

それから、丸の2番目に書いてありますように、そのときを捉えて、国内外に本県の魅力を積極的に情報発信してキャンプ誘致を推進することによって、経済波及効果、それからスポーツを通じた地域の振興を図ることが重要であると。

それから、丸の3番目に書いてありますように、全庁的な横断組織を整備し、キャンプの誘致を総合的かつ計画的に推進するという

ことでございます。

2番目に、推進本部(仮称)の概要でございますが、枠囲みに書いてございますとおり、(1)本部長、知事、副本部長、副知事、本部長を各部署長ということにいたします。

それから、(4)取組事項といたしまして、①東京オリンピック・パラリンピック等のキャンプ誘致に関すること以外にも、②、既に開催決定しております2019女子世界ハンドボール選手権大会の開催に関すること、それから、来年3月に決定いたします——これも我が県がワールドカップの試合を誘致することに手を挙げておりますが、③に書いてございますラグビーワールドカップ2019の試合会場誘致等に関すること、その他、必要な事項に関することということにいたしております。

それから、実務的な協議を行うための幹事会、それから、6番に書いてございます個別具体的な事項の検討調整を行うワーキンググループを設置し、事務局を観光課に置くことといたしております。

設置の時期につきましては、今月下旬までに設置いたしたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○浦田祐三子委員長 それでは、報告事項4につきまして、国際課から説明をお願いします。

○磯田国際課長 国際課でございます。

資料2ページをごらんください。

知事の台湾訪問について御報告いたします。

アジアの活力を熊本に取り込むための施策として、県議会の皆様にもお立ち会いいただき、昨年9月に、台湾・高雄市と国際交流促進の覚書を締結いたしました。

熊本—高雄間の定期便就航という覚書の実

現を目指した取り組みの一環として、3月下旬に、熊本発で高雄と結ぶチャーター便が運航されます。

その機会を捉えて、3月23日から25日の日程で、知事が中華航空本社や高雄市政府等を訪問し、トップセールスを行うことを予定しております。

また、今回の訪問には、県議会の代表の皆様や県内経済団体の代表の皆様も御同行いただき、オール熊本で取り組む本県の姿勢を示すこととしております。

国際課の報告は以上でございます。

○浦田祐三子委員長 以上で報告の説明が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○西岡勝成委員 環境省のほうから大臣お見えになって、総合的検討という内容をお持ちいただいたんですけども、その後、要するに臨水審等の経過を見ながら県は判断をしていくというような方向だと思うんですけども、片や申請者のほうは臨水審には申請しないというように一般的に言われておりますけれども、こうだと、いつになったらこの問題が先に進むのかなという感じがするんですけども、どうなんですか。

○中山水俣病審査課長 ただいまの御質問は、臨水審の状況を見ながらということでございますが、以前御説明をしましたように、10月の裁決につきまして、裁決書には従前の裁決を変更すると書いてありました。環境省は、これを参考事例という捉え方をして、国において2つの考え方が併存する形になっております。

このことを受けまして、昨年12月に、知事のほうからも、このまま県として認定業務を続けていくことは非常に困難であるということを表明いたしました。そういうことで、国

において臨水審において審査をしていただきたいということを申し述べました。

これまでの間、私が知事の気持ちをそんなにくするのは恐縮でございますが、随分悩みに悩んで、申請者の方をお待たせしてしまうところから苦渋の決断であったわけですが、やはりこの2つの考え方がある以上は審査はできかねるということになります。

したがって、臨水審ということをお願いをするわけですが、御指摘の申請者の方から臨水審でよいと同意をするということがなければ、なかなか厳しいわけでございますけれども、この点につきましては、これまでの経過や制度について十分説明を行って御理解をいただきたいと思っております。

それから、先ほども申し上げましたが、県としては認定審査をする責任は当然あるわけですので、審査会にかけるまでの準備としての疫学調査や健診については鋭意取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○西岡勝成委員 申請者の方も、これだけ県も努力をして、国のほうも総合的検討の枠を決めていただいたわけですから、まずは臨水審で判断を行っていただいて、その上で、県のほうも審査会が動くようにしないと、もう560人ですか、2月末で。だんだんたまっていると。行政不服審査というんですかね、要するに、不履行のことも、片一方では窓はあけてあるのに自分たちの考え方で申請をしないと。そのようなときに、仮に不作為ということ成り立つのか、その辺はどうなんですか。

○中山水俣病審査課長 今、不作為ということについてお問い合わせありましたが、過去の裁判においても、それぞれ個別の状況に応じて、それが不作為になるのか、ならないのかということが判決で示されたかと思いま

す。

ですから、今回のことが直ちに不作為ということにはならないとは思いますが、私どもとしては、できる範囲で、先ほど申し上げたような疫学、健診を取り組みつつ、また、国においても、臨水審の速やかな開催を求めている。それと同時に、申請者の方への御理解を求めている取り組みをしたいと思っています。

○西岡勝成委員 ぜひ議会としても、これだけ知事初め皆さん方、環境省も御努力をいただいているさなから、やはり申請についても前向きに検討をしていただくように、ぜひ議会からも求めて、だんだんだんだん、これをかたくなに拒否されますと、拒み続けると、ずっと申請者だけたまっていくような形が出てくるわけで、ぜひ、その辺は大変だと思いますけれども、理解をいただいて、臨水審で審査を受けていただくような形の努力をぜひ続けていただきたいと思います。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はありませんか。

○小早川宗弘委員 これは、その他全ていいですか。

○浦田祐三子委員長 今、報告事項に関してですね。

○小早川宗弘委員 東京オリンピック・パラリンピックキャンプ誘致等推進本部についてですけれども、こういう体制を整えられたというふうなことで、県民の皆さん方も非常に期待が高いのかなというふうに思っています。

この東京オリンピック・パラリンピックというのは、全国的にも非常に注目を浴びる世

界最大のスポーツイベントがいよいよ開催されるというふうなことで、6年後ですかね、全国の都道府県もこういう同じような活動をしていくというふうに思うとですね。できるだけやっぱり熊本県も頑張りたいというふうなことで、4つの目的があると思いますけれども、1番目の目的であるキャンプ誘致については、積極的に頑張りたいというふうに思います。

今の時点ではなかなか言えぬかもしれぬですけども、こういった種目をターゲットにとか、あるいは、どういう基本的な方針で、こういった活動をしていかれようとしているのか、その中身が今決まっていれば教えてください。

○渡辺観光課長 これから、そういう話をこの本部会議の中で決めていくということになると思いますが、現在まで取り組んでおることを若干披露させていただきますと、昨年の12月に県庁内の関係課の会議を開いて、1月に熊本市と会議を開いて、どうやって進めていこうかという会議を一応開いております。

その中で、熊本市さんとは連携して、競技団体さんとともに県内の競技施設の状況調査を今行っているところでございまして、調査内容としましては、各市町村にキャンプを受け入れる施設があるかどうか、それから、施設がある場合は、当該施設がオリンピックの試合会場と同等の基準を有するかどうか、そういった調査をやっているところでございます。

さらに、今後、キャンプの受け入れの意向があるかどうかについても、市町村に確認をしつつ、キャンプの誘致を推進していきたいというふうに考えております。

○小早川宗弘委員 はい、わかりました。

以上です。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 なければ、最後にその他でございますが、委員の先生方から何かございませんか。

なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたしたいと思います。

午後3時5分閉会

○浦田祐三子委員長 なお、本年度最後の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

この1年間、委員の皆様におかれましては、大変お世話になりました。東副委員長初め委員の皆様方の御協力のもとに活発な委員会活動ができましたことに、心から感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

また、谷崎環境生活部長、真崎商工観光労働部長、そして河野企業局長、西岡労働委員会事務局長初め執行部の皆様の御協力に対しましても、心から御礼を申し上げたいと思います。皆様とこの1年間、この委員会で、ともに県政発展の一翼を担えましたことに大変うれしく思っております。

また、この3月をもって勇退をされます松岡観光経済交流局長、そして松田環境保全課長、中島公共関与推進課長 杉山消費生活課長におかれましては、長い間本当に御苦労さまでございました。

今後のますますの御活躍を心からお祈り申し上げますとともに、引き続き県政発展のために御尽力をいただきますように、心からお願いをさせていただきたいと思います。

まだまだ本委員会、解決すべき課題はたくさん残っておりますが、引き続き議会も執行部の皆さんと手を携えて全力で取り組んでま

いりますので、今後ともよろしく願いを申し上げます。

また、管外・管内視察におきましても、視察先での取り組み状況を目の当たりにすることができまして、大変参考になりました。

また、それ以上に、参加した委員の皆様や執行部の皆さんとの楽しい思い出を共有することができまして、本当にうれしい1年間でした。

最後になりましたが、委員各位並びに執行部の皆様方の今後ますますの御健勝と御活躍を祈念いたしまして、簡単ではありますが、御挨拶とさせていただきます。

この1年間大変お世話になりました。ありがとうございます。（拍手）

続きまして、東副委員長、御挨拶をお願いいたします。

○東充美副委員長 私のほうからも一言御礼を申し上げます。

この1年間、浦田委員長を支えるべく一生懸命副委員長の職をやってまいりました。本当にスムーズに浦田委員長の指揮のもと、各委員の先生方の御指導、御協力をおもちまして、円滑にこの委員会が運営できたと思っております。

また、執行部におかれましても、各部局長以下、それぞれ皆さん方が真摯に対応していただきましたことに対しましても御礼を申し上げます。

この委員会、本当にボリュームのある委員会と申しますか、大変いろんな課題が山積しております。一朝一夕には簡単に解決できないものがあると思いますけれども、180万県民の皆様方の幸せのために、今後とも執行部の方々も御尽力いただくことを心からお願いを申し上げます。

最後になりましたけれども、今回4名の方々も御勇退されます。これまでの御労苦に対しましても謝意を申し上げまして、そしてま

た執行部の皆様方、そしてまた委員の皆様方の今後の御活躍と御健勝を心からお願い申し上げまして、私からのお礼の言葉にかえさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

○浦田祐三子委員長 では、以上で終わります。

どうもありがとうございました。

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

経済環境常任委員会委員長